

# 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

---

令和6年3月

消費・安全局動物衛生課



# 動物衛生課の組織・関係法律

## 動物衛生課の組織

### 消費・安全局

#### 動物衛生課

- ・ 総括及び総務班
- ・ 保健衛生班

#### 家畜防疫対策室

- ・ 防疫企画班
- ・ 防疫業務班
- ・ 防疫指導班
- ・ 野生動物対策班
- ・ 調査分析班
- ・ 病原体管理班

#### 国際衛生対策室

- ・ 国際衛生企画班
- ・ 多国間調整班
- ・ リスク分析班
- ・ 輸出検疫環境整備班
- ・ 輸入検疫企画班
- ・ 査察調整班
- ・ 検疫業務班

## 動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

# 我が国における家畜防疫体制

- 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



## 国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関

### 【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	386百戸	269万頭
乳用牛	126百戸	136万頭
養豚	33百戸	896万頭
採卵鶏	17百戸	1億3千万羽
ブロイラー	21百戸	1億4千万羽

令和5年2月1日現在

自衛防疫団体

### 動物検疫所



本所

8支所、18出張所  
家畜防疫官 541名  
(令和5年10月現在)

### 農林水産省 消費・安全局



動物医薬品検査所  
農研機構動物衛生研究部門

### 都道府県 家畜保健衛生所

167か所

(病性鑑定施設を含む)

獣医師 1,993名

(令和5年4月1日現在)

(厚) 保健所 468か所

(令和5年4月1日現在)

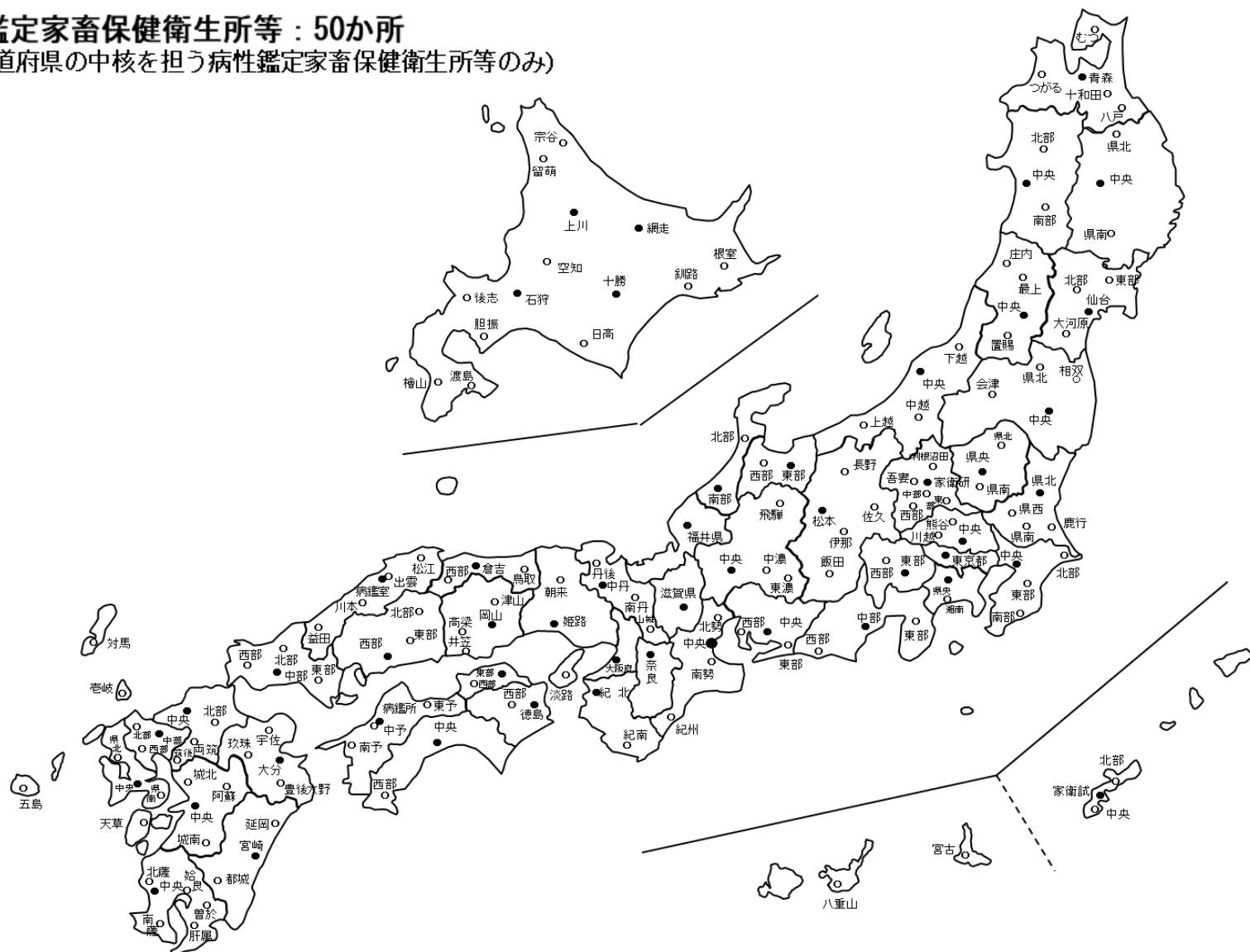
# 家畜保健衛生所等の設置状況

(令和5年4月1日時点)

○ 家畜保健衛生所：117か所

● 病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所

(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)



# 家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

## 発生予防対策

発生国・地域



国  
(農林水産省)

連携

都道府県  
(家畜保健衛生所)

防疫指針の作成等

### 発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

### 患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等が発見した旨の届出

### 国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

### 農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

家畜の所有者



発生時には…

## まん延防止対策

都道府県  
(家畜保健衛生所)

国  
(農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定  
(緊急防疫指針の策定)  
財政支援（消毒費用等）  
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

### まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分（動物福祉に配慮）
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分（ASF及び口蹄疫のみ）

発生農場

### 国の財政支援

- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

人的支援  
財政支援  
(疫学調査チームの派遣)

# 国の財政支援（家畜伝染病予防費の概要）

## 国（農林水産省）

### 発生予防の取組

#### 都道府県

- ・ 家畜防疫員の旅費  
【法第60条第1項第1号：10/10】
- ・ 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費  
【法第60条第1項第5号：1/2】
- ・ 薬品（消毒薬等）の購入費  
【法第60条第1項第7号：10/10】

等

### まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・ 患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- ・ 移動制限区域の設定

- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 発生状況確認のための検査

#### 都道府県

- ・ 野生動物に使用する動物用生物学的製剤の購入費  
【法第60条第1項第6号：1/2、10/10】
- ・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用  
【法第60条第1項第8号：1/2、10/10】
- ・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費  
【法第60条第1項第9号：1/2】
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用  
【法第60条第1項第10号：1/2】
- ・ 焼埋却に要する費用  
【法第60条第1項第11号：1/2】
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援  
【法第60条第2項：1/2】

等

#### 家畜の所有者

- ・ と殺家畜に対する手当金  
【法第58条：評価額の1/3、4/5】
- （※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、評価額の10/10を交付する。）
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金  
【法第60条の2：評価額の10/10】
- ・ 焼埋却に要する経費  
患畜・疑似患畜【法第59条：1/2】  
予防的殺処分【法第60条の2：10/10】

家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金

# 水際対策の強化について

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 令和2年度末に全国で検疫探知犬を140頭へ増頭。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和6年2月29日までに携帯品検査においては7件11名、郵便物検査においては2件4名の逮捕事例。

## ○携帯品検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例 ＜令和6年2月29日時点＞

逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品	警告書交付日
令和元年7月21日	ベトナム人1名	令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)	警告書1回目: R元. 6.13
①令和元年8月6日、 ②令和5年8月27日	①日本人2名、 ②フィリピン人1名	令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)	警告書1回目: R元. 5.10
		令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)	警告書2回目: R元. 5.17 警告書3回目: R元. 5.31
同9月3日	タイ人1名	令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg)	警告書1回目: R元. 6.1 警告書2回目: R元. 8.24 警告書3回目: R元. 9.3
同10月15日	ベトナム人3名	令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg)	(略)
令和2年1月21日	タイ人1名	令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg)	警告書1回目: R元. 11.10 警告書2回目: R元. 11.25
同3月6日	台湾人1名	令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg)	警告書1回目: R元. 11.2 警告書2回目: R元. 11.14
令和6年2月12日	ミャンマー人1名	令和5年1月から令和6年1月にかけて複数回 (成田空港及び羽田空港、ソーセージ等 計22.45kg)	(略)

## ○郵便物検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例 ＜令和6年2月29日時点＞

逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
令和4年2月28日 3月1日	中国人3名	令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg)
令和5年1月25日	中国人1名	令和4年10月～11月 (関西空港、肉製品 計11.5kg)

## ○摘発上位国の状況【携帯品】＜令和4年（速報値）＞

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	ベトナム	8,121(14.9%)	7,869(22.0%)
2	フィリピン	7,411(13.6%)	5,184(14.5%)
3	韓国	4,907(9.0%)	3,297(9.2%)
4	中国	4,217(7.7%)	2,690(7.5%)
5	タイ	4,059(7.5%)	1,787(5.0%)
6	アメリカ	3,802(7.0%)	1,346(3.8%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

## ○摘発上位国の状況【郵便物】＜令和4年（速報値）＞

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	42,020(79.4%)	46,811(54.6%)
2	ベトナム	5,743(10.8%)	33,750(39.4%)
3	アメリカ	1,095(2.1%)	496(0.6%)
4	モンゴル	952(1.8%)	691(0.8%)
5	タイ	891(1.7%)	387(0.5%)
6	韓国	288(0.5%)	373(0.4%)

※()内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

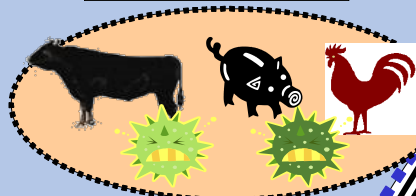
## ○罰則規定

- ・家畜伝染病予防法違反：**3年以下**の懲役又は**300万円以下**（**法人の場合5,000万円以下**）の罰金（第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）

# 国際空港・海港における水際検疫の概要

- 海外から口蹄疫、アフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、令和2年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



STOP



## 国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

### 動物検疫に関する 注意喚起



### 発生国からの入国者への 質問の実施



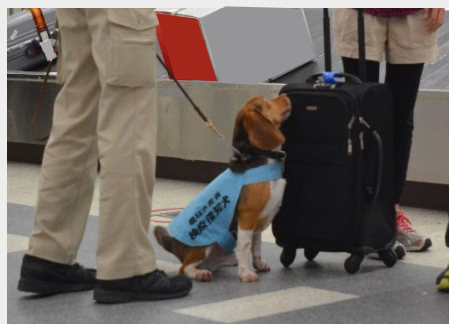
Q 1.  
過去1週間以内に牛、豚、  
鶏などの家畜に接触したり  
、牧場、と畜場などの畜産  
施設に立ち寄りましたか？

Q 2.  
家畜やその糞尿、牧場等の  
土に触れた衣類や靴などを  
所持していますか？ ハム  
、ソーセージなどの肉製品  
を所持していますか？

Q 3.  
日本国内で、1週間以内に  
家畜に触れる予定がありま  
すか？

(必要に応じ、英語、中国語、  
韓国語等を記載した資料を使用)

### 動植物検疫探知犬による 手荷物検査



### 消毒マットを用いた 靴底消毒





# 動植物検疫探知犬の概要

## 検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。
- ・アジアの 아프리카 豚熱 発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和2年度末には、全国で140頭体制を構築

## 探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

## 検疫対象物

肉類

ハム、ソーセージ類

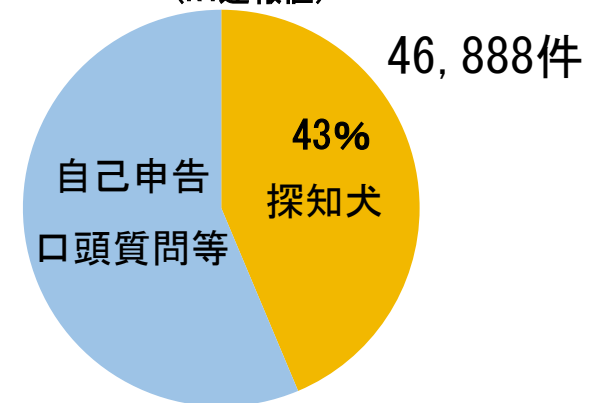


餃子等の肉製品

果物



動植物検疫探知犬の禁止品探知実績  
(R4速報値)



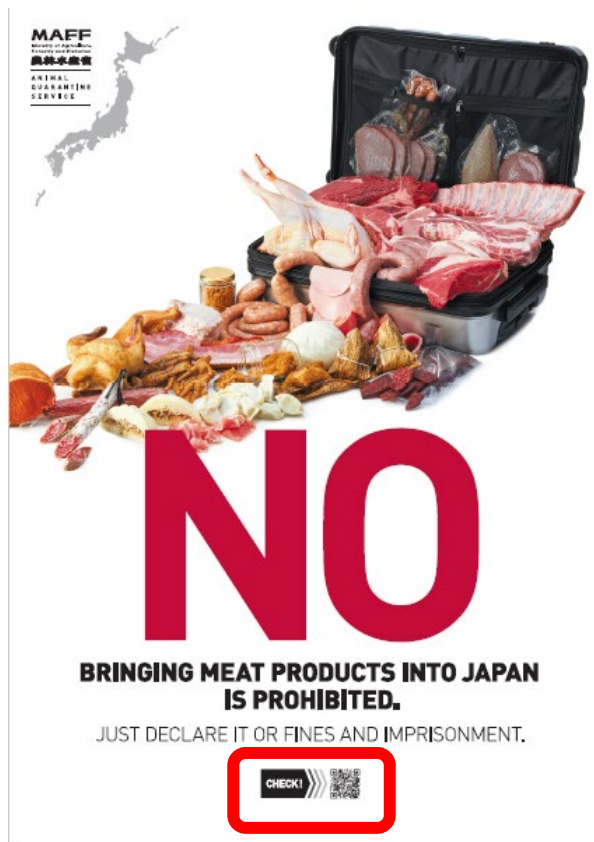
携帯品及び郵便として持ち込まれた  
禁止品等（107,373件）の43%

参考：年度毎の探知犬配置総数

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	33	53	96	105	140

# 動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行者が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。




MAFF  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
農林水産省  
ANIMAL QUARANTINE SERVICE

**NO**

**BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN IS PROHIBITED.**

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.

CHECK! 



日本への **STOP**  
**肉製品は**  
**持込禁止**

**!** 輸入できない畜産物を持っている場合、  
入国が認められないことがあります。

海外から畜産物を違法に持ち込むと、  
3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5,000万円以下)  
の罰金の対象になります。  
畜産物には加糖調味品、真空パック、免税店で購入したものを含まれます。

詳しくは Web で 

農林水産省 動物検疫所 



 **Quarantine**

**Thông báo quan trọng từ Cơ quan Kiểm dịch động vật của Chính phủ Nhật Bản**

**Cảnh báo!!**

Do phát sinh bệnh dịch tả lợn châu Phi v.v.  
tại Việt Nam v.v. từ ngày 22 tháng 4 năm 2019

**Nhật Bản sẽ kiểm soát chặt chẽ việc đem các sản phẩm thịt một cách bất hợp pháp vào trong nước**

**!** Dù có tự nguyện bỏ sản phẩm hay không thì Cơ quan chức năng cũng sẽ xử lý nghiêm khắc việc mang sản phẩm thịt trái phép vào Nhật Bản

- ◆ **Thịt bò, thịt lợn, trứng gà v.v. và các thực phẩm chứa những sản phẩm này (sản phẩm thịt) dù đã qua chế biến như nấu chín v.v. cũng không được phép nhập khẩu từ Việt Nam vào Nhật Bản. Xin vui lòng không đem các sản phẩm này vào Nhật Bản.**
- ◆ **Trường hợp mang các sản phẩm thịt vào Nhật Bản bằng hành lý xách tay sẽ là đối tượng bị xử phạt. trường hợp không khai báo khi nhập khẩu sẽ bị xử lý nghiêm khắc hơn.**

Theo luật của Nhật Bản (Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm ở gia súc),  
**Trường hợp đem sản phẩm thịt vào Nhật Bản không qua kiểm tra nhập khẩu sẽ bị phạt tù dưới 3 năm hoặc bị phạt tiền dưới 3 triệu Yên**

Cơ quan kiểm dịch động vật,  
Bó Nông Lâm Ngư nghiệp Nhật Bản 

# 動物衛生に関する国際連携

- 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、口蹄疫（FMD）等の越境性動物疾病（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、国際的な協力が不可欠であるという共通認識のもと、国際機関、G7の枠組み、獣医当局間および研究所間で連携して活動を行っている。
- また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

## 国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

- **国際獣疫事務局（WOAH）**
  - GF-TADs（WOAHとFAOによる越境性動物疾病防疫のための世界的枠組み）の下で行われるアフリカ豚熱（ASF）等の越境性動物疾病の防疫対策
  - 疾病情報の集約・分析、発信活動の強化
  - アジア太平洋地域における薬剤耐性対策及び人獣共通感染症対策、獣医組織能力等の強化及び維持
- **国際連合食糧農業機関（FAO）**
  - 危機管理センター（EMC）への専門家派遣及び活動支援
  - 牛疫ウイルス・牛疫ワクチンの保管体制整備

## G7の枠組みにおける協力

### ○ G7CVO（首席獣医官）フォーラム

- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第1回	AMR	東京	2016年11月
第2回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第3回	ASF	パリ	2019年5月
第4回	野生動物	オンライン	2021年5月
第5回	ASF、AMR及びHPAI	東京	2023年9月

## 日中韓の協力

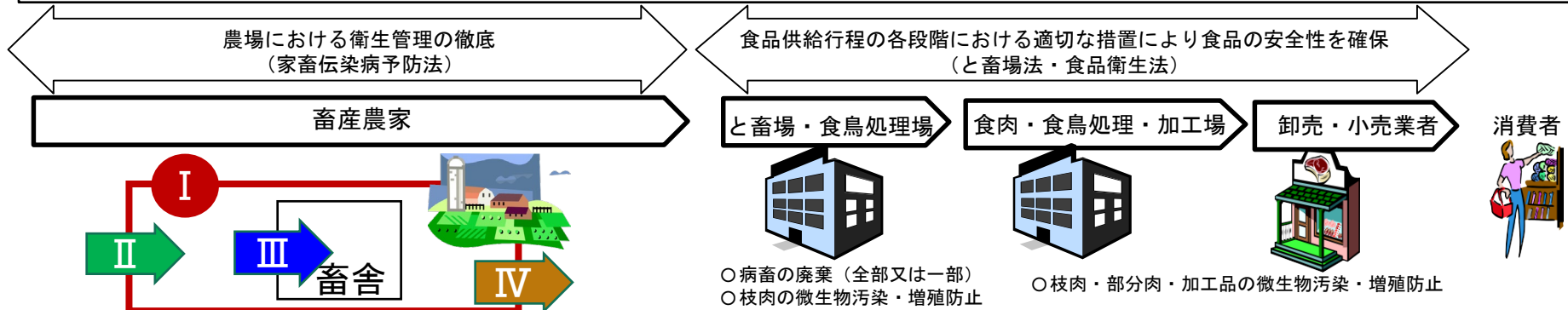
- **FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム**
  - 2011年から、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施
- **越境性動物疾病への対応に関する協力**
  - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年9月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施
- **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
  - 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

## 獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

- 農研機構 動物衛生研究部門（日本）
  - ⇄ロシア 2016年、2020年
  - ⇄ベトナム 2017年、2022年
  - ⇄モンゴル 2020年
  - ⇄台湾 2020年
  - ⇄韓国 2021年
  - ⇄ドイツ 2022年

# 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。



## 飼養衛生管理基準の内容 (抜粋)

### I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・ 衛生管理区域の設定  
⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
- ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成  
⇒ 関係者全員の取組水準を確保
- ・ 獣医師等の健康管理指導  
⇒ 適切・効果的・効率的な取組

### II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴  
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 区域立入時の手指・車両の消毒  
⇒ 病原体の低減
- ・ 野生動物の侵入禁止  
⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止

### III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

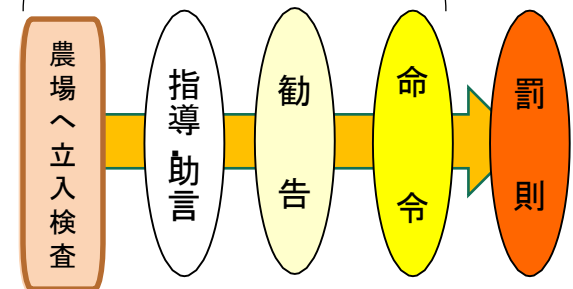
- ・ 区域内の整理整頓、ねずみ駆除  
⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
- ・ 施設、器具、機材の洗浄・消毒  
⇒ 病原体の低減
- ・ 畜舎立入時の手指消毒、着替え  
⇒ 病原体の持込み防止

### IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・ 区域外出時の手指・車両の消毒、  
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
- ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)  
⇒ 病原体の拡散防止
- ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)  
⇒ 病原体の拡散防止

## 飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み 都道府県による取組

家畜の所有者による  
遵守状況の定期報告



命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金を減額の可能性

# 農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- 農場指導員（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を養成するとともに（平成20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（平成21年度～）。
- HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表（平成21年度）するとともに、認証制度の構築を推進。
- 民間での農場HACCPの認証手続きが開始（平成23年度～）。※民間認証機関は2団体（令和6年1月現在）

## 農場HACCP認証に向けた取組

### 農場指導員 ※

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。  
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

### 衛生管理システムの構築

- ・方針、目標の明確化
- ・組織、役割の明確化
- ・生産工程の明確化、マニュアルの作成
- ・危害因子調査  
(サルモネラ菌・大腸菌0157・抗菌性物質等)
- ・危害要因分析 (HA)
- ・必須管理点 (CCP) の設定

### 農場モニタリング検査・改善指導

### 実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

### 検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

### 農場HACCP認証を取得した畜産農家の声

- ・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
- ・作業の平準化が図られ、生産性が向上した

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

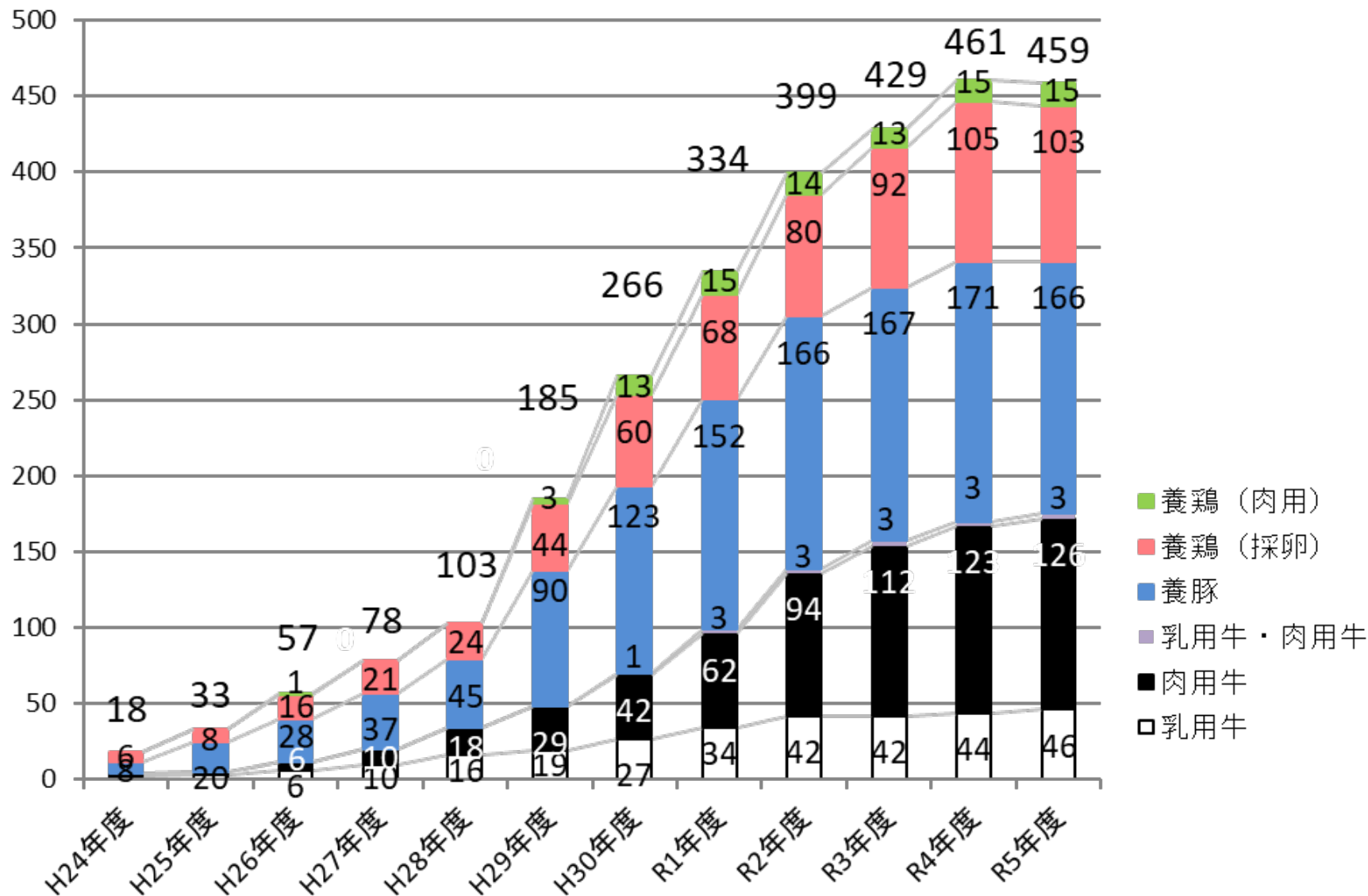


農場HACCP  
認証マーク

# 農場HACCP認証取得農場数の推移

(令和6年2月29日時点)

(認証農場数)



農場HACCP認証に関する最新の情報はこちら

# 家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にWOAHの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚熱は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、90例の発生を確認（3月1日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは近年、毎年秋から春にかけて発生が続いており、直近では2021年11月から2022年5月までに25例、2022年10月から2023年4月までに84例、2023年11月から2024年2月までに9例の発生を確認（3月1日現在）。
- 牛のブルセラ症及び結核は清浄化が達成された一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のWOAH総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

注2

## 【主要な家畜伝染病の発生状況<sup>注1</sup>の推移】

（単位：戸数）

年（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症（牛）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核（牛）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病（牛）	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	399	446	519	435
牛海綿状脳症（BSE）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー（羊）	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
馬伝染性貧血	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9	4
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	66	36
低病原性鳥インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2023年11月末までの集計結果。

(1) 原因 (病原体)

口蹄疫ウイルス (Foot-and-mouth disease virus)

(2) 対象家畜

牛、豚、めん羊、山羊、水牛、鹿、いのしし

(3) 症状・特徴

口や蹄に水疱形成<sup>すいほう</sup>、発熱、流涎<sup>りゅうぜん</sup> (よだれを垂らす。) 等の症状を示す。極めて感染力が強く、幼獣では高い致死率を示す。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値が失われる。

(4) 発生状況

中国等の近隣アジア諸国で継続的に発生しており、日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰している。

～牛の症状～



～豚の症状～

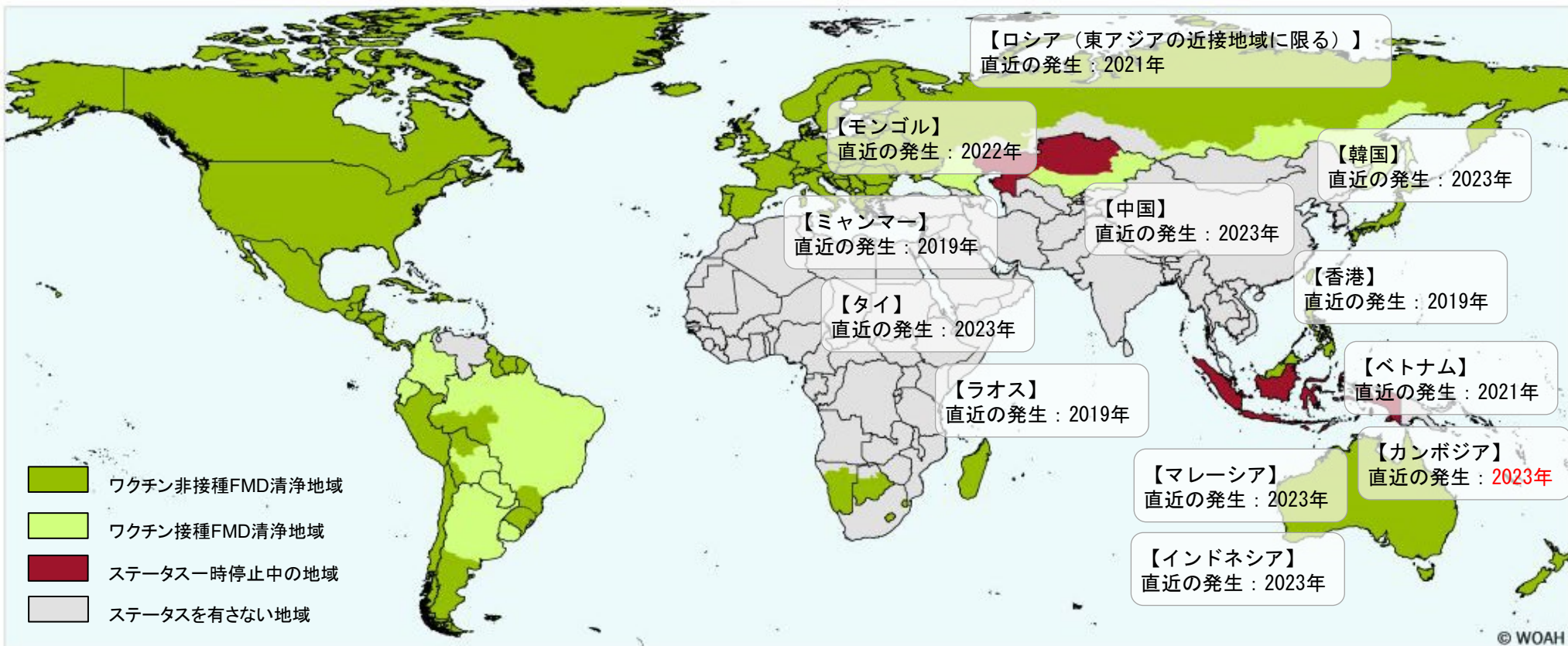




# 近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 日本では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年2011年には清浄国に復帰。
- 中国、韓国等のアジア近隣諸国で継続的に発生しており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の位置付け緩和により人や物を介した我が国への侵入リスクは極めて高い状況。
- 侵入防止措置として、検疫探知犬の増頭、郵便物への検疫強化、ならびに家畜伝染病予防法の改正による違反者への罰則強化により水際検疫体制を強化。

口蹄疫（FMD）のWOAHステータス認定状況及び近隣諸国での近年の発生状況



# 高病原性鳥インフルエンザとは

## (1) 原因（病原体）

WOAHが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス

元気消失



## (2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

## (3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

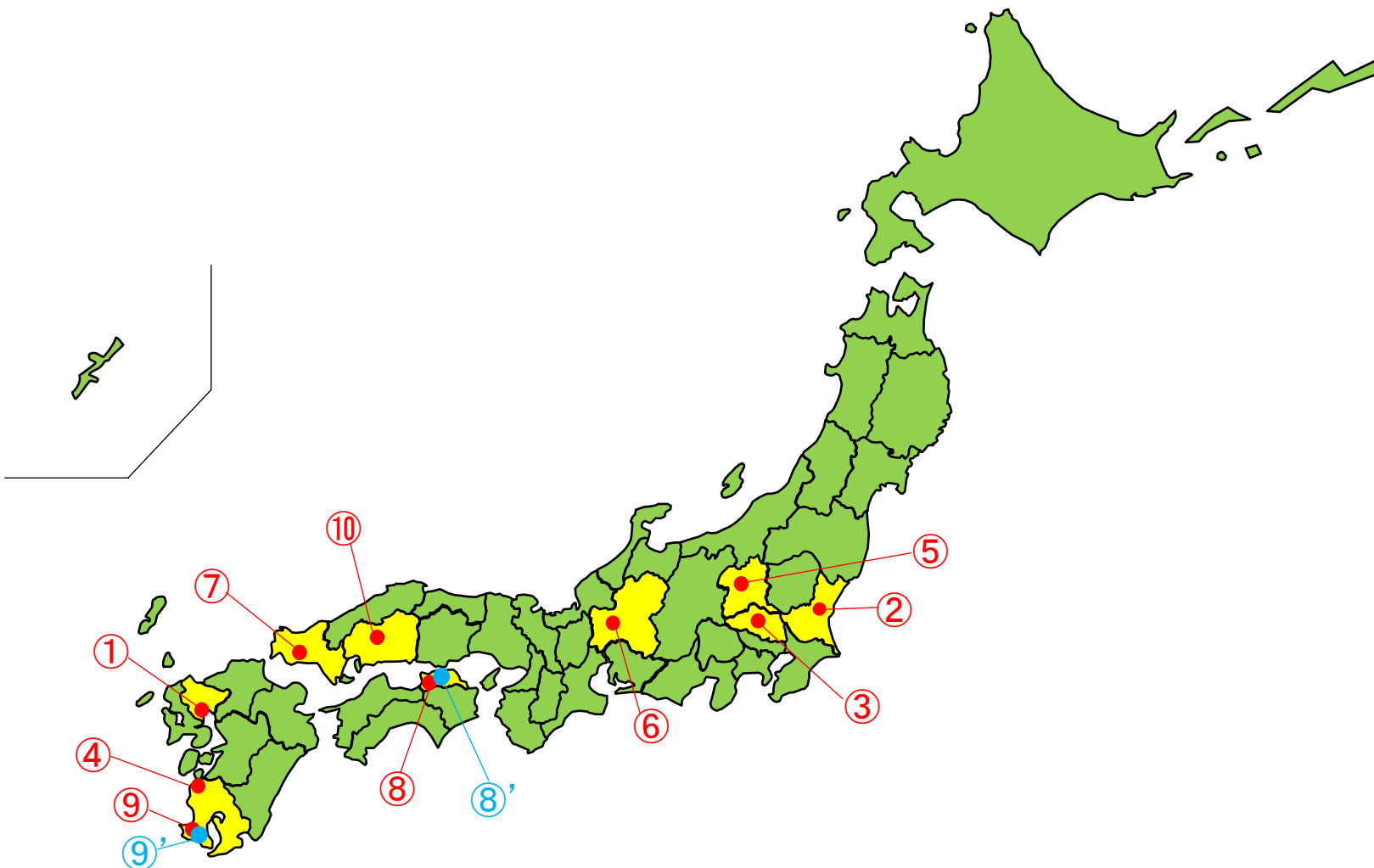
## (4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

# 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況①

○ 今シーズンは、令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以来、令和6年3月12日8時30分時点で**9県10事例**発生し、**約79.3万羽**が殺処分の対象となっている。



# 過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

## <平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)  
 (※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

## <平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

## <平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

## <平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)  
 12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

## <平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

## <平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

## <令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

## <令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

## <令和4年度の発生> H5N1亜型/H5N2亜型 (高病原性)

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽 (岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県)

## <平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

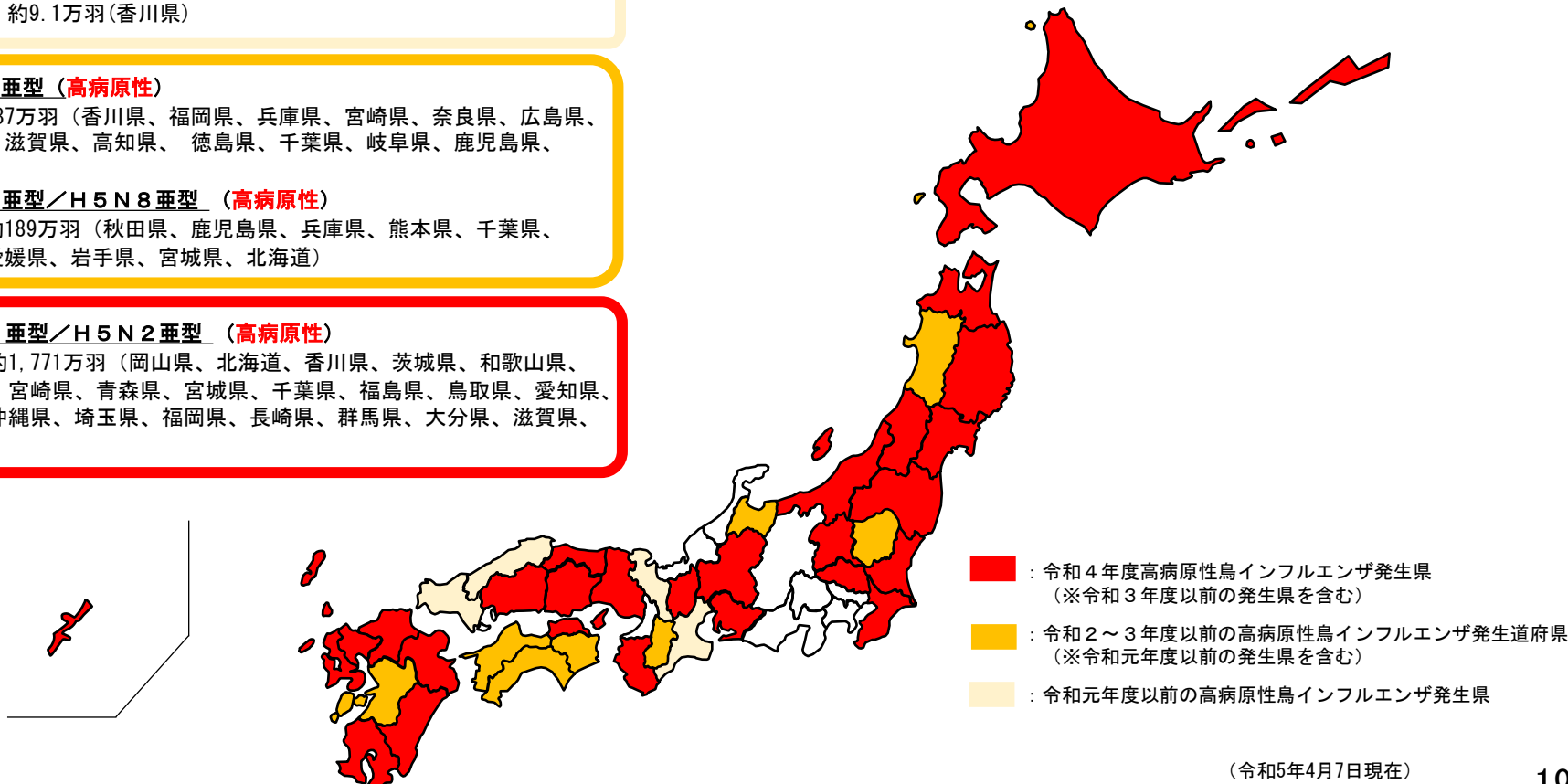
## <平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

## ※野鳥における発生 (高病原性)

・平成20年 全3県  
 ・平成22～23年 全16県  
 (他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)

・平成26～27年 全6県12例 (H5N8型)  
 ・平成28～29年 全22都道府県 218例 (H5N6型)  
 ・平成29～30年 全3都県45例 (H5N6型)  
 ・令和2～3年 全18道県58例 (H5N8型)  
 ・令和3～4年 全8道府県107例 (H5N1型/ H5N8型)  
 ・令和4～5年 全26道県184事例 (H5N1型/H5N2型)  
 (飼養鳥全5県8事例 (H5N1型))



■ : 令和4年度高病原性鳥インフルエンザ発生県 (※令和3年度以前の発生県を含む)  
 ■ : 令和2～3年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生道府県 (※令和元年度以前の発生県を含む)  
 ■ : 令和元年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生県

# 農場の分割管理マニュアルの概要

## 1. 分割管理の考え方

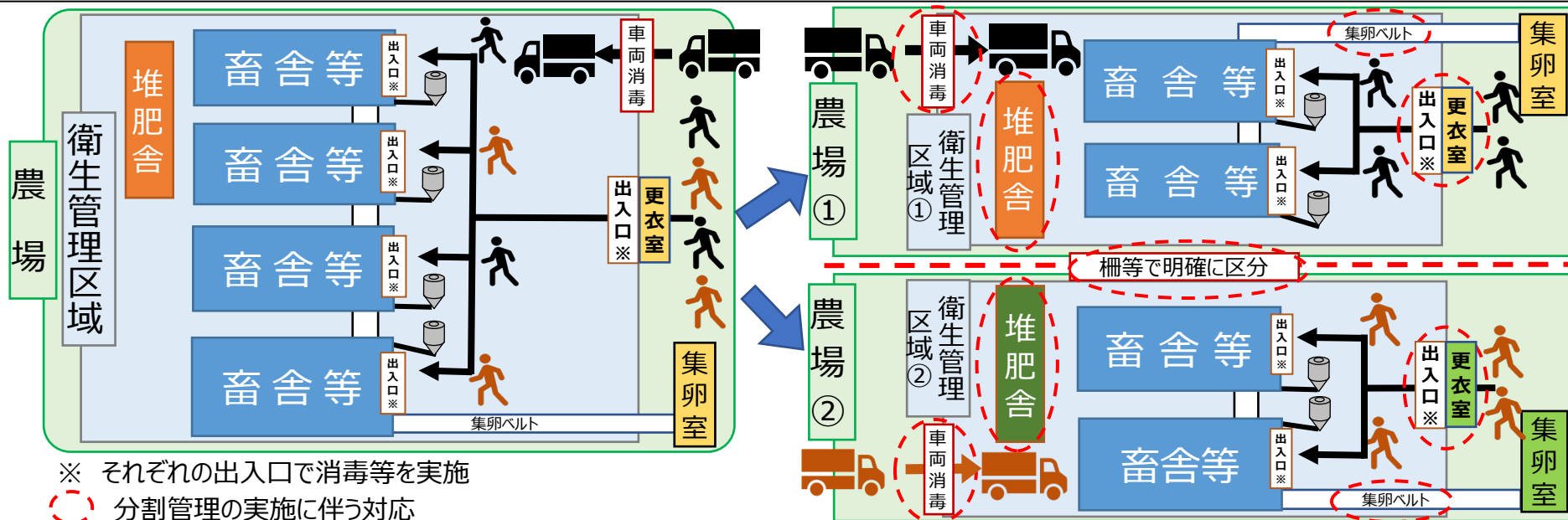
患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分する必要があるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人、物、家畜等の動線**を分けることで、**農場を分割し**、殺処分の範囲を限定することが可能。

## 2. 取組の進め方

- (1) **生産者が自ら取り組むことを決定**した上で、具体的な方法について**都道府県に相談**。
- (2) 相談を受けた**都道府県は、必要な指導を実施**し、分割管理の**開始時及び継続的に実施状況を確認（随時）**。
- (3) 生産者は、**分割後の農場ごとに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、定期報告（年1回）を実施**。

## 3. 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- (1) 隣接する衛生管理区域の**境界に柵等を設け**、分割後の農場を**明確に区分**。
- (2) 分割後の農場ごとに**作業者を分ける（※）**とともに、車両や作業者の**出入口を設け**、それぞれ**消毒等を実施**。**家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施**。（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された家畜飼養農場の場合は例外あり）
- (3) **集卵ベルト**など、畜舎をまたがる機材については**農場間で共用しない**。
- (4) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**。（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）
- (5) **分割後の農場で特定家畜伝染病が発生した際には**、畜舎**排気口へのフィルター設置等、病原体拡散防止対策**を図った上で、防疫措置を実施。非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施。



# 7 高病原性鳥インフルエンザによる鶏卵・鶏肉の輸出への影響

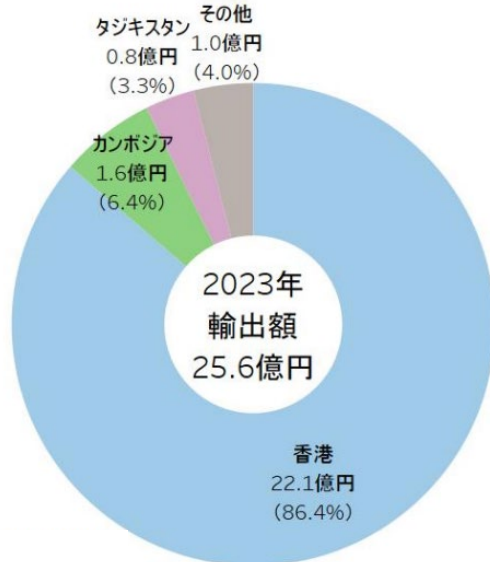
- 1 従来、高病原性鳥インフルエンザが発生すると、輸出相手国との協議が終わるまで日本全国の鶏卵・鶏肉の輸出を一時停止しなければならなかったが、輸出額の9割以上を占める香港及びシンガポールと協議し、今季から、香港及びシンガポールに対しては日本全国からの輸出を一時停止することなく、非発生県からの輸出を継続できることとなった。
- 2 発生県からの輸出再開については、清浄地域に復帰\*以降、順次、相手国との協議を実施。  
なお、協議の結果、今季から香港・ベトナム・米国・マカオ向けについて、輸出再開日に関わらず、清浄地域に復帰した日に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が可能となった。

(なお、台湾向け卵については、2024年6月まで、非発生農場からの輸出が可能)

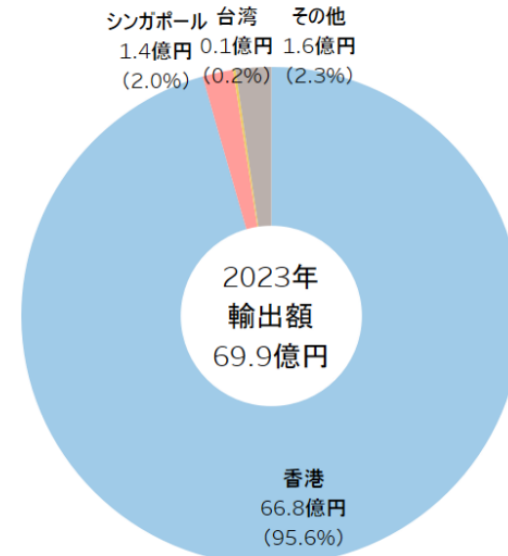
## 【鶏肉及び鶏卵の輸出実績(2023年)】

\* 防疫措置完了から28日経過した日

### 〈鶏肉〉

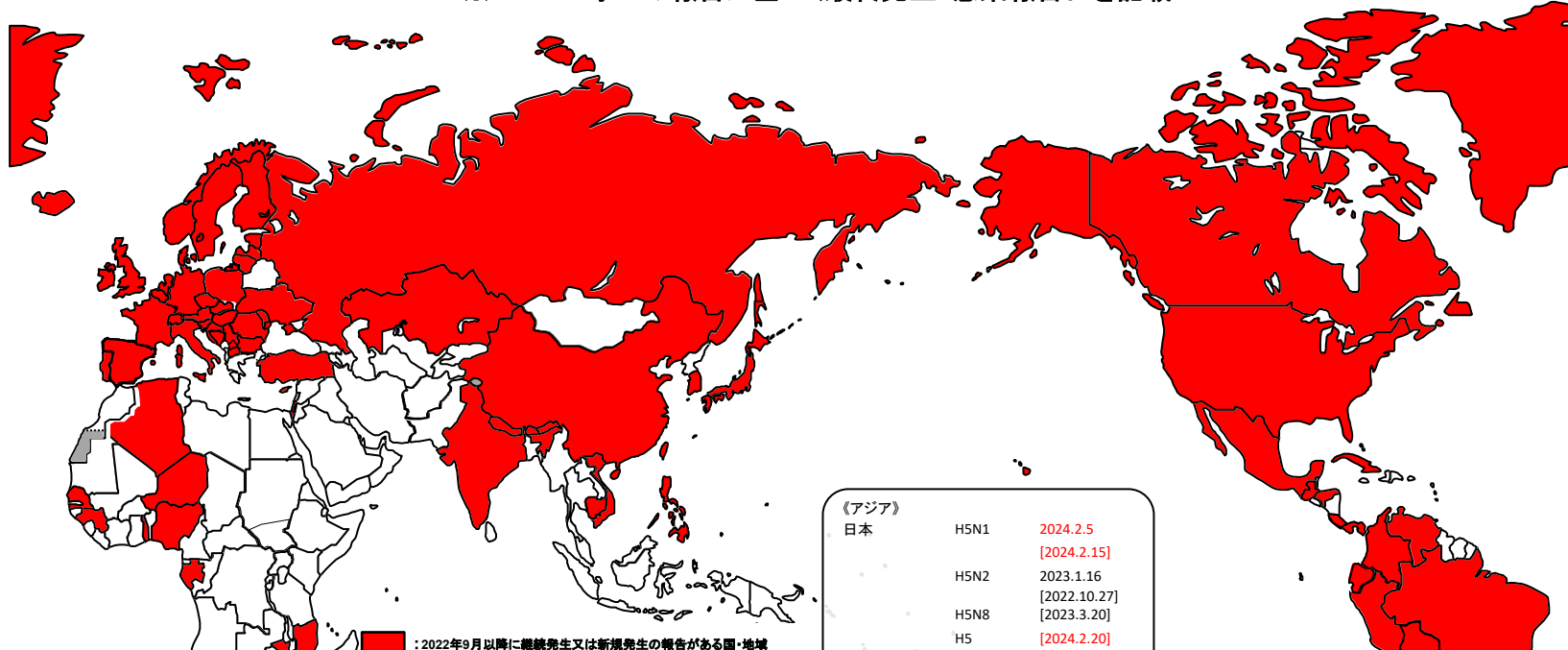


### 〈鶏卵〉



# 高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



■ : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

《ヨーロッパ》			
アイスランド	H5N1 [2023.3.23]	デンマーク	H5N1 2024.2.15 [2024.1.30]
	H5N5 [2023.11.18]	(グリーンランド)	H5N5 [2023.9.14]
アイルランド	H5N1 2022.11.18 [2023.9.11]	(フェロー諸島)	H5N1 2022.10.2 [2022.9.22]
イタリア	H5N1 2024.2.19 [2024.2.13]	ドイツ	H5N1 2024.2.12 [2024.2.15]
英国	H5N1 2024.2.12 [2024.2.12]	ノルウェー	H5N5 [2024.1.16]
	H5N5 [2023.11.3]	フィンランド	H5N1 2024.2.17 [2024.1.16]
オランダ	H5N1 2023.12.1 [2024.1.8]	ハンガリー	H5N1 2024.1.23 [2024.2.20]
北マケドニア	H5N1 [2022.11.3]	スウェーデン	H5N1 2024.1.16 [2024.2.8]
スイス	H5N1 2023.3.19 [2023.12.25]		H5 [2023.12.21]
		スペイン	H5N1 2023.2.4 [2023.12.14]
		スロベニア	H5N1 2023.2.24 [2024.2.16]
		セルビア	H5N1 [2023.11.25]
		クロアチア	H5N1 2023.11.14
		ウクライナ	H5 [2023.12.22]
			H5N1 2024.2.6 [2024.2.7]
		カザフスタン	H5 [2023.12.28]
		コソボ	H5N1 発生日不詳
		ベルギー	H5N1 2023.12.28 [2024.1.21]
		ルクセンブルグ	H5 [2023.12.19]
		ポーランド	H5N1 2024.2.26 [2024.2.19]
		ポルトガル	H5N1 2024.2.12 [2023.11.15]
		ルーマニア	H5N1 2023.12.21 [2024.2.16]
		チェコ	H5N1 2024.2.20
		オーストリア	H5N1 2024.1.31 [2024.2.14]
		スロバキア	H5N1 2024.2.2 [2023.1.31]
		キプロス	H5N1 2022.11.24 [2024.2.2]
		トルコ	H5N1 2023.2.23
		エストニア	H5N1 2023.2.15 [2023.8.2]
		リトアニア	H5N1 2023.12.18 [2024.1.30]
		ラトビア	H5N1 [2023.8.7]
		ボスニア・ヘルツェゴビナ	H5N1 [2024.2.6]

《アジア》			
日本	H5N1	2024.2.5	[2024.2.15]
	H5N2	2023.1.16	[2022.10.27]
	H5N8	[2023.3.20]	
	H5	[2024.2.20]	
	H5N6	2024.2.10	[2023.12.6]
	H5N5	[2024.1.23]	
韓国	H5N1	2024.1.9	[2023.2.4]
	H5N6	2024.2.8	[2024.2.6]
台湾	H5N1	2024.2.20	[2024.1.4]
	H5N2	2023.1.23	
	H5N5	2023.1.12	
香港	H5N1	[2023.12.21]	
イスラエル	H5N1	2023.12.5	[2024.1.31]
フィリピン	H5N1	2023.11.30	
	H5N6	2023.1.4	
ベトナム	H5N1	2022.10.3	
インド	H5N1	2023.4.13	[2023.9.5]
	H5N1	2023.6.3	[2023.2.9]
ネパール	H5N1	2024.2.8	[2023.10.8]
カンボジア	H5N1	2023.3.11	[2023.12.5]
ブータン	H5N1	2023.3.11	
中国	H5N1	2023.12.5	

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	H5N1	2024.2.1	[2023.8.14]
(南樺太)	H5N1	[2023.7.25]	
モルドバ	H5N1	2024.2.14	[2024.1.27]

《アフリカ》			
南アフリカ共和国	H5N1	2023.1.6	[2022.12.1]
	H5N2	2022.11.29	
	H7N6	2023.12.18	
	不明	2024.1.11	[2023.8.14]
アルジェリア	H5N1	[2022.11.22]	
ニジェール	H5N1	2022.12.18	
ナイジェリア	H5N1	2024.1.26	[2023.3.8]
セネガル	H5N1	2023.3.18	[2023.3.8]
ギニア	H5N1	[2023.4.15]	
トーゴ	H5N1	2023.6.21	
モザンビーク	H7	2023.9.29	

《南北アメリカ》			
米国	H5N1	2024.2.15	[2024.1.17]
	H5N4	2022.9.10	
	H5	[2023.9.6]	
カナダ	H5N1	2024.2.8	[2023.7.1]
	H5N5	[2023.6.29]	
	H5	[2023.6.23]	
メキシコ	H5N1	2023.10.28	[2023.11.7]
	H7N3	2023.8.15	
パナマ	H5N1	[2023.3.10]	
エクアドル	H5N1	2023.12.4	[2023.11.14]
コロンビア	H5N1	2023.2.20	[2023.3.3]
	H5	2023.12.19	
	不明	2023.7.19	[2023.7.18]
ベネズエラ	H5N1	[2022.11.17]	
	H5	2023.9.19	
ペルー	H5	2024.2.1	[2023.11.20]*
	不明	2023.2.20	
パラグアイ	H5N1	2023.5.30	
ホンジュラス	H5N1	[2023.2.22]	
チリ	H5N1	2023.7.3	[2023.7.5]
コスタリカ	H5	[2023.10.11]	
ウルグアイ	H5	2023.5.11	[2023.10.4]
グアテマラ	H5N1	[2023.1.26]	
アルゼンチン	H5N1	2023.7.5	[2023.10.17]
	H5	[2023.10.20]	
ボリビア	H5N1	2023.3.20	[2023.2.1]
	H5N1	[2023.2.4]*	
キューバ	H5N1	2023.9.12	[2024.2.11]
ブラジル	H5N1	2023.9.12	[2024.2.11]

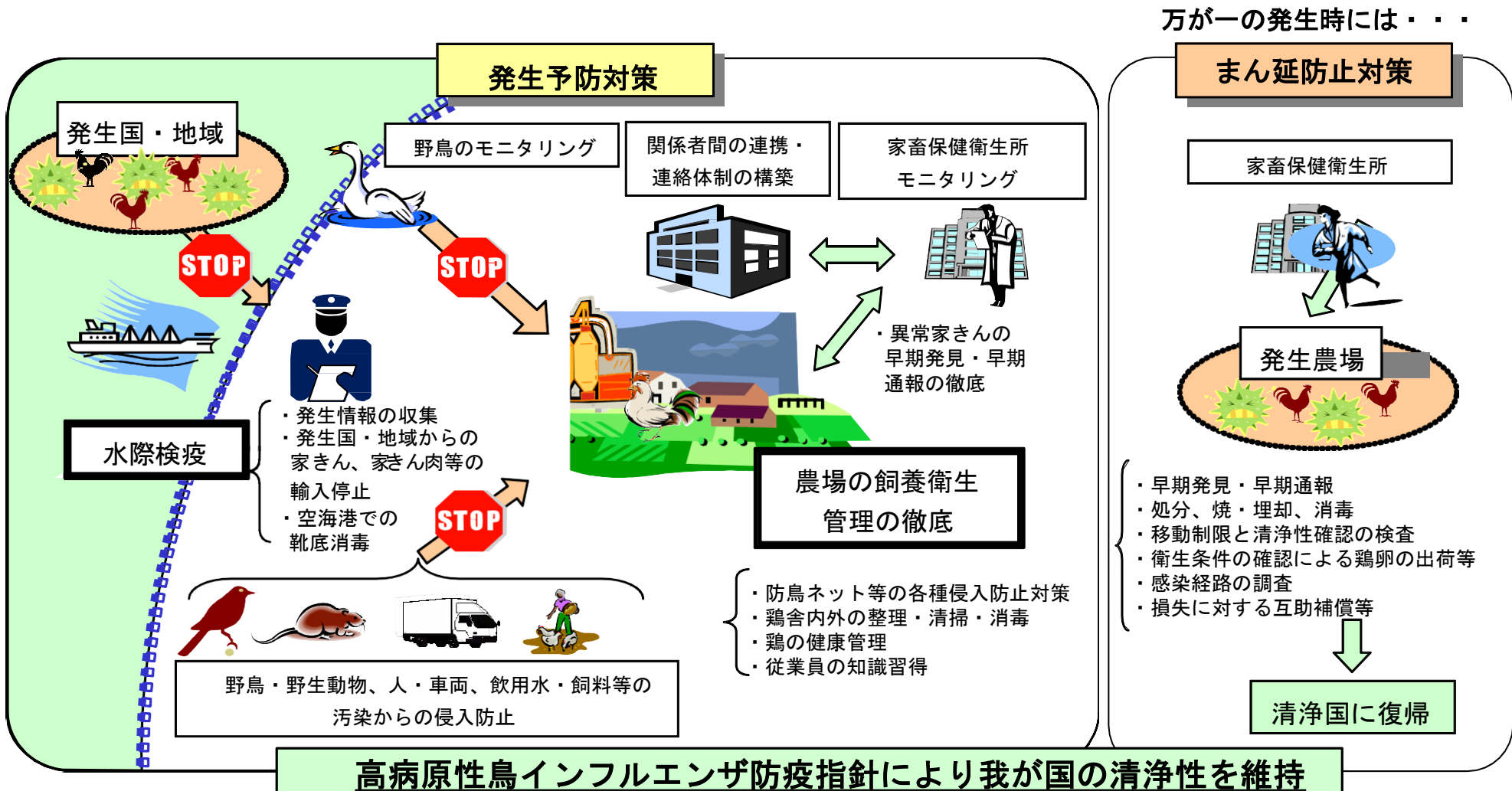
\* 動物園における発生  
出典:WOAH等

**2024年2月29日現在**

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。  
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。  
※型別に最新の発生事例を記載  
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。  
※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

# 高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異状家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。





# 総理指示(11月24日)を受けた対応について

## <総理指示> (11月24日23時05分)

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしっかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

## <対応>

- ① 関係省庁(※)と連携し、都道府県が実施する防疫措置(当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等)について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。(また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。)
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等(鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等)を実施。

(※) 関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

## 豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし **※人には感染しない**
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々  
**※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。**  
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和5年9月1日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。  
**※ 有効なワクチンが存在**



【皮膚紫斑（しはん）】  
（出典：動物衛生研究部門）

## アフリカ豚熱（ASF）とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介） **※人には感染しない**
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、**平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの19か国・地域で発生（令和6年2月29日時点）。**  
**※ 日本未発生。**
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。  
**※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。**  
**※ ワクチン、治療法はない**

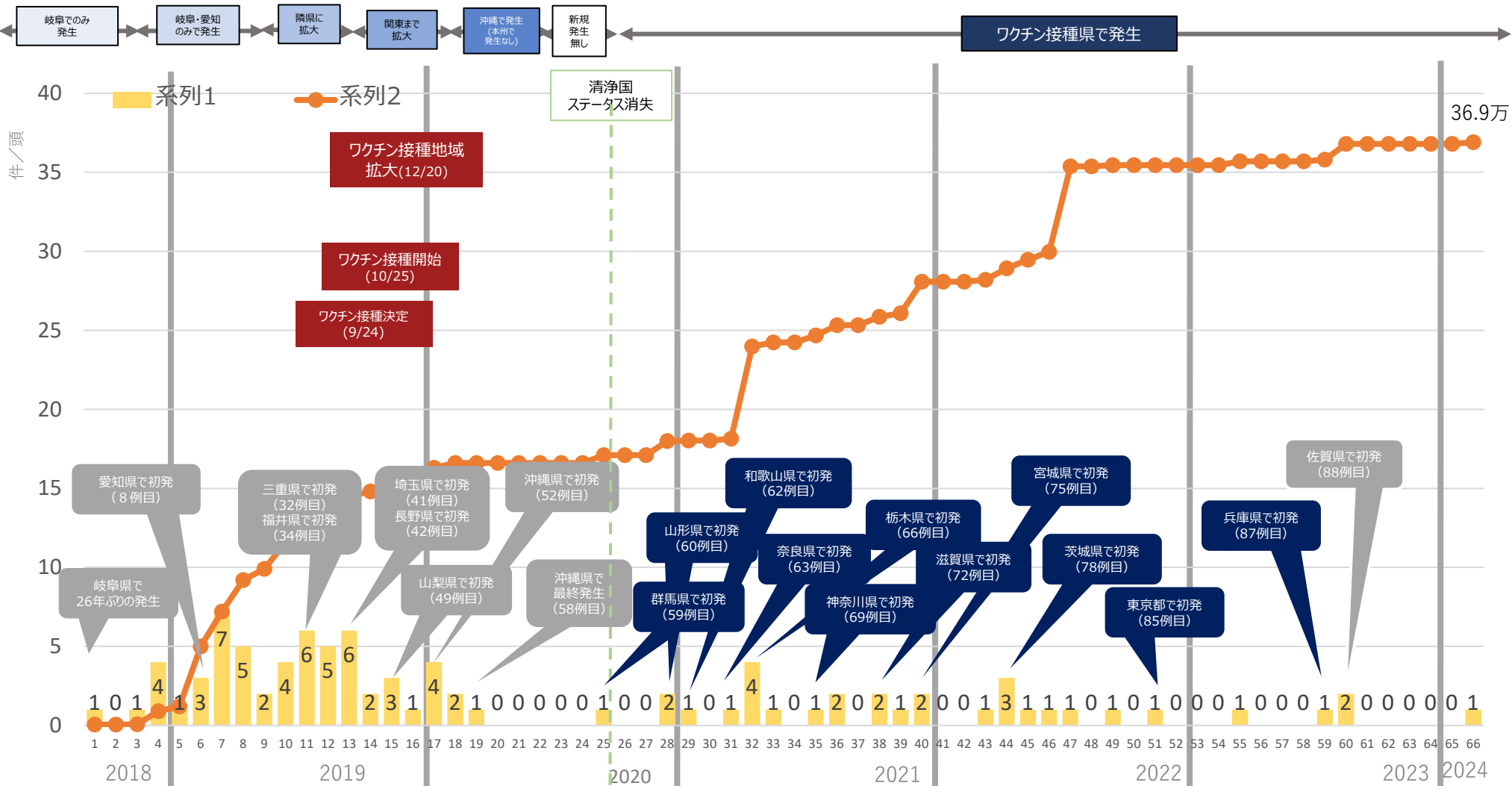


【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain  
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

# 豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県及び佐賀県の20都県で計90事例発生し、これまでに約36.9万頭を殺処分。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県といったワクチン接種県においても発生。



# 豚熱飼養豚発生県、野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定。

- ① 野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色

【20都県】（飼養頭数 2,721,030頭(全国の30.4%)）

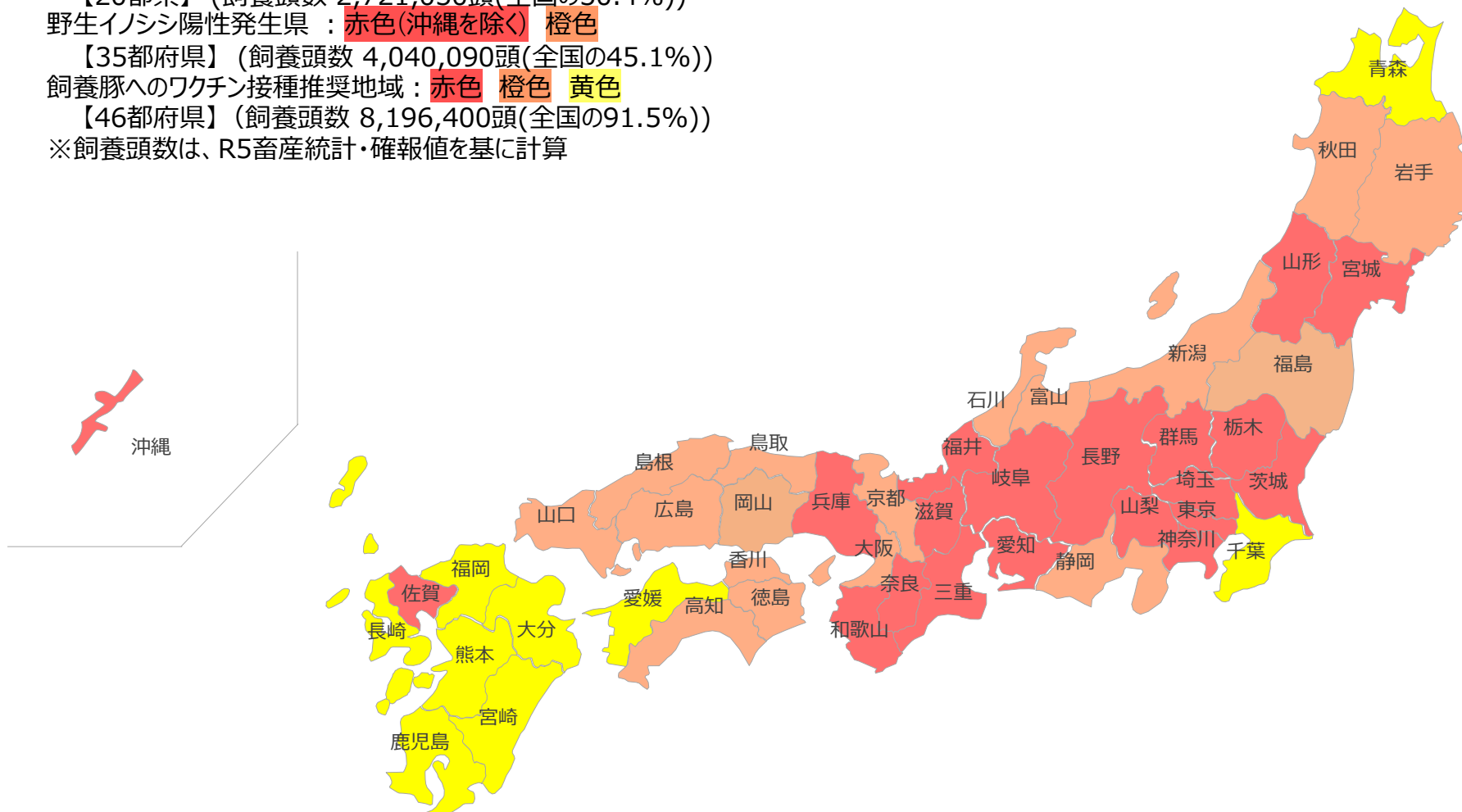
野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

【35都府県】（飼養頭数 4,040,090頭(全国の45.1%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国の91.5%)）

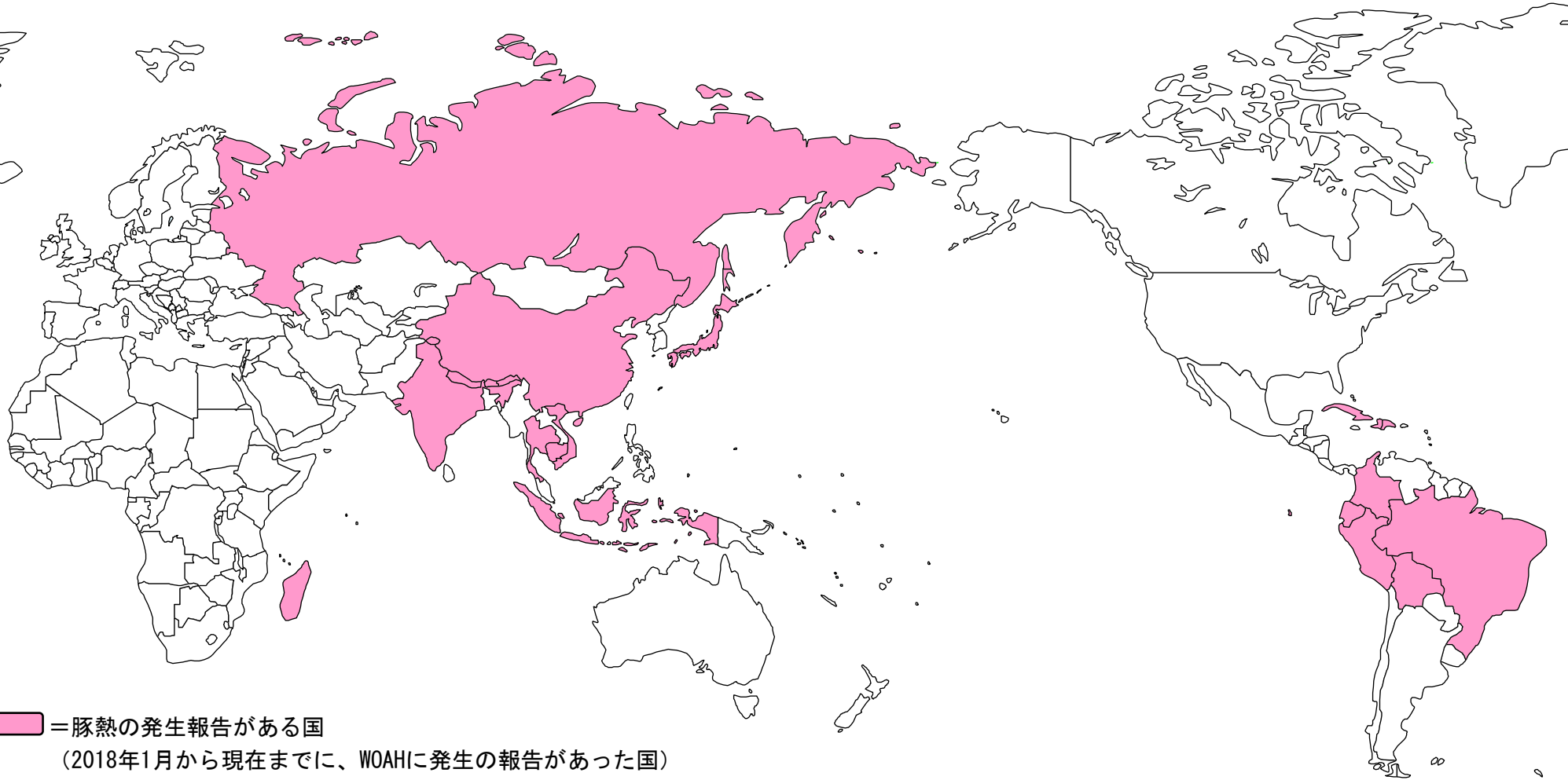
※飼養頭数は、R5畜産統計・確報値を基に計算



# 海外における豚熱の発生報告状況

- 中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。
- 北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

令和6年2月29日現在



※まん延している国、イノシシでのみ発生している国等では、報告されていない場合がある。

# 野生イノシシにおける基本対策

## (1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に全都道府県に向けて豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。
- 令和5年11月、野生イノシシ死亡個体の耳介を用いた遺伝子検出検査適用により、検査可能個体が拡大。

## (2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

## (3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、沖縄県を除く38都府県で経口ワクチンを散布。

## (4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 山林作業や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資料・漫画資料の配布。

## (5) 法改正・制度的整理等の対応

豚熱

アフリカ豚熱

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。
- 野生イノシシの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（防疫指針改正・基本方針の策定（3月末施行予定）、防疫演習の実施等）。

【35都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】

豚熱感染野生イノシシ発見地点  
(発見・捕獲日ベース：令和6年2月28日時点)



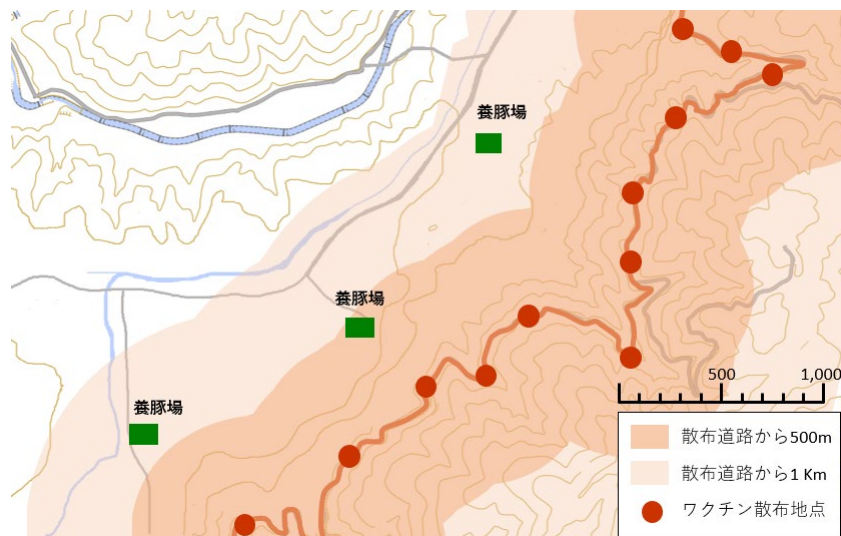
# 豚熱経口ワクチン散布の効果と方向性

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始し、現在までに38都府県が経口ワクチンを散布（令和5年11月30日時点）。
- 経口ワクチンの散布を早い時期から実施している中部地方の県では、野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下をしている中でも、免疫獲得イノシシを継続的に確認。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図ることで以下を目指しているところ。
  - ① 農場への感染リスクの低減
  - ② まん延スピードを弱め、九州等未確認地域への侵入を防止
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定。

## (参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

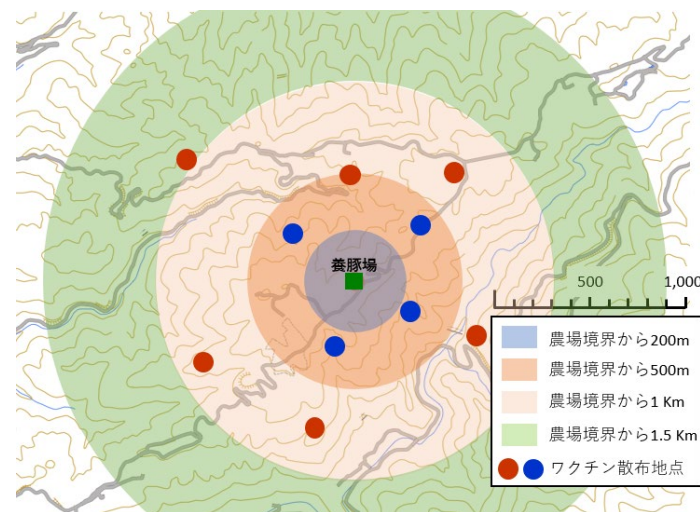
(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

### A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

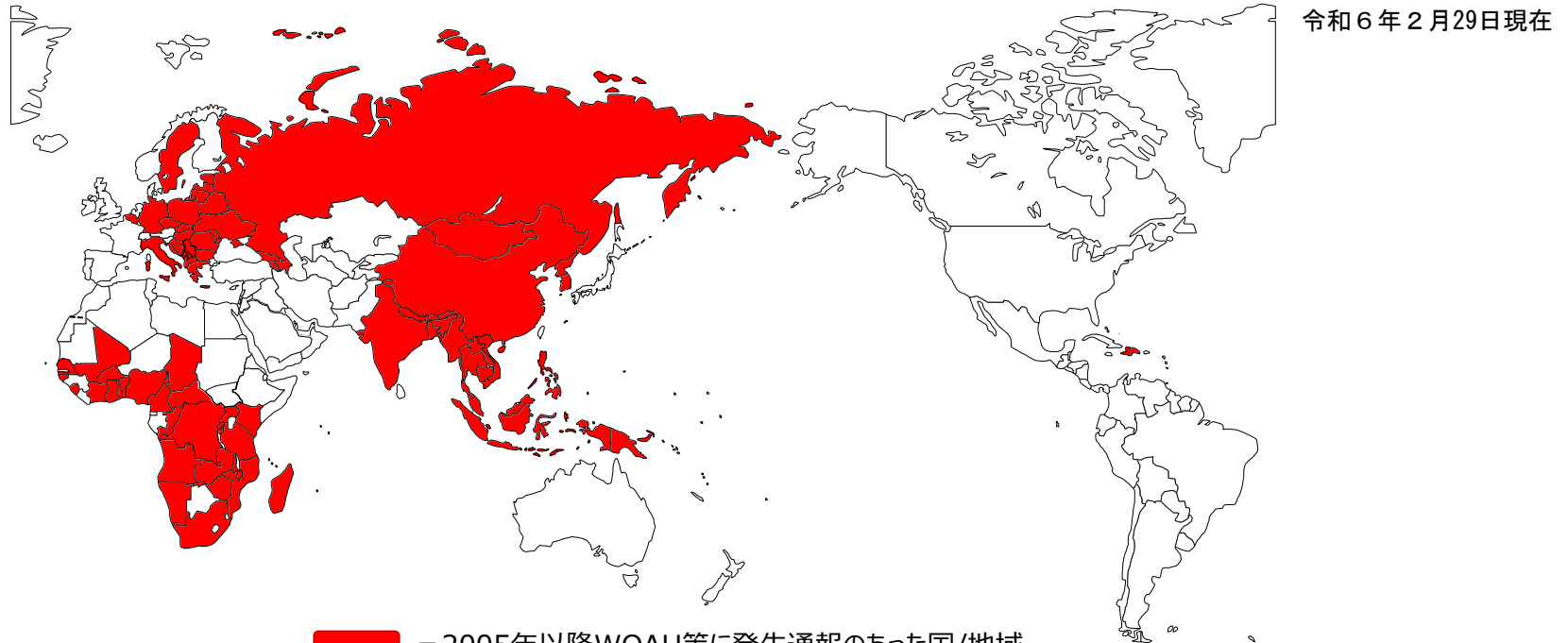
### B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

# 海外におけるアフリカ豚熱の発生報告状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、日本、台湾を除くアジア全域に感染が拡大。特に、韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大。
- 2021年7月にはドミニカ共和国、9月にはハイチでの発生が確認されるなど中米にも感染が拡大。



令和6年2月29日現在

■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域  
飼養豚での発生及び野生イノシシでの感染事例の報告

## アジア (19か国・地域)

中国	ラオス	インド
モンゴル	フィリピン	マレーシア
ベトナム	ミャンマー	ブータン
カンボジア	インドネシア	シンガポール
香港	ネパール	バングラデシュ
タイ	東ティモール	
北朝鮮	韓国	

## アフリカ (30か国・地域)

## ヨーロッパ (28か国・地域)

## 南北アメリカ (2か国・地域)

## オセアニア (1か国・地域)

注: 国地域数はWOAHに報告のあった国のみ  
(報告していない国もある)

東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは日本、台湾のみ。

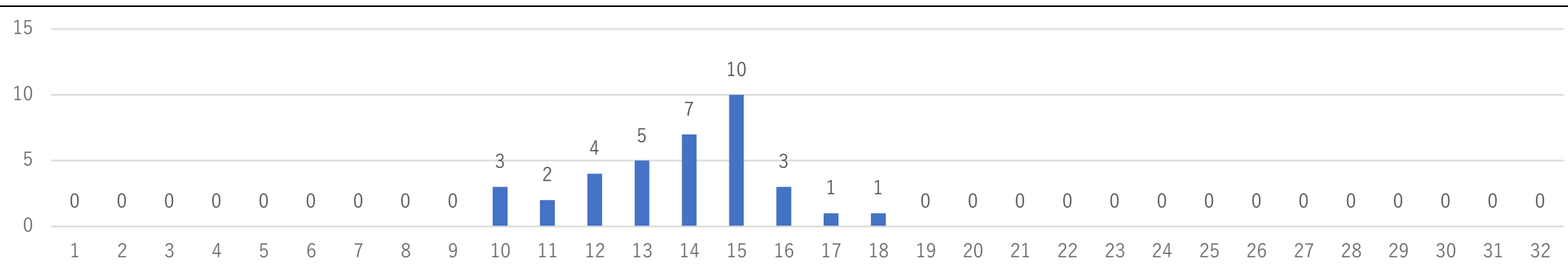
台湾では、海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱のウイルス遺伝子が検出された事例が発生。



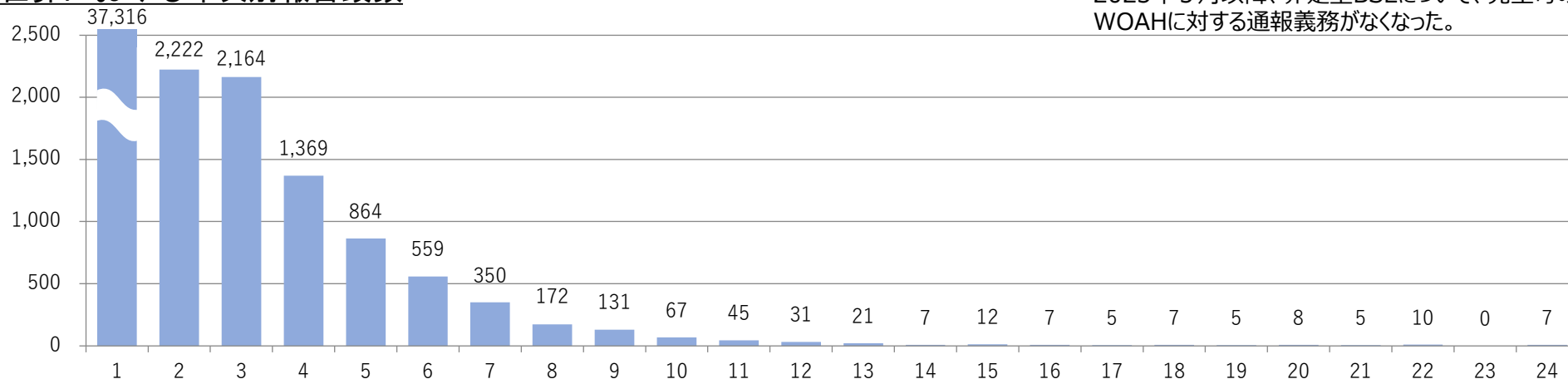
# BSEの発生状況

- BSEは異常プリオンを原因とし、長い潜伏期間の後、脳組織に空胞状の変性が生じ（スポンジ状）、神経症状を起こし死に至る牛・水牛の疾病。
- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 2001年10月に法に基づく飼料規制を開始し、飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛の発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にWOAHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 世界での発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。

## ○我が国における年次別報告頭数



## ○世界における年次別報告頭数



2023年5月以降、非定型BSEについて、発生毎のWOAHに対する通報義務がなくなった。

## ○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

# BSE対策の概要

## ○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

### 【検査対象】

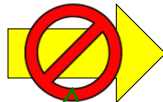
<令和6年3月31日まで>

一般的な死亡牛：96か月齢以上  
起立不能牛：48か月齢以上  
特定症状牛：全月齢

<令和6年4月1日から>

一般的な死亡牛：廃止  
起立不能牛：全月齢  
BSE関連症状牛：全月齢  
特定症状牛：全月齢

## 農林水産省所管



牛肉骨粉等



生産農場



死亡牛等

### 飼料規制（BSE発生防止対策）

- ・ 牛肉骨粉等は輸入及び飼料利用を禁止（平成13年10月以降）
- ・ 牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離（交差汚染の防止対策）
- ・ 輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

### 死亡牛のBSE検査<令和6年4月1日から>

一般的な死亡牛：廃止  
起立不能牛：全月齢  
BSE関連症状牛：全月齢  
特定症状牛：全月齢

家畜保健衛生所



## ○厚生労働省

- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

### 【検査対象】

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛：全月齢

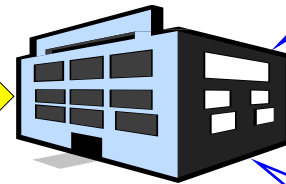
※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

## 厚生労働省所管

### と畜時のBSE検査

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛：全月齢

と畜場・食肉処理場



小売店



### 特定危険部位の除去

特定危険部位は焼却

# 日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- WOAH（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

## 「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

（2013年6月4日林農林水産大臣記者会見）

「無視できるBSEリスク」の国認定証

## BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年WOAHへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要

2021.4.1-2022.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	84	33.6	8	2,080
4才以上7才未満			0	0	4,716	761.6	5	3,750
7才以上9才未満			4,281	1712.4	1,836	1285.2	2	440
9才以上			9,437	943.7	1,226	245.2	2	90
小計			13,718	2656.1	7,862	9109.6	17	6,360

合計ポイント: 18125.7

注：2022年度までのサーベイランスの結果等の提出はポイント制によるものであったが、2023年のWOAH総会によりこれを廃止。2024年度より、報告件数と検査頭数のみを報告することとなっている。

## ○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	-	-	-（注1）
	死亡牛	96か月齢以上の牛全頭（注2）	30か月齢以上の高リスク牛の一部（注3）	48か月齢超の高リスク牛全頭（注3）
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮を除く。）、脊柱（背根神経節を含む）、脊髓	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髓、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髓 30か月齢超の脊柱、背根神経節（注3）
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髓等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい（2013年2月～）。

なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。

注2：令和6年4月1日より、全月齢のBSEを疑う症状を呈する牛に変更予定。

注3：高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。

注4：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髓のみSRM除去の対象となっている（2015年8月5日～）。

# ヨ一ネ病 (JD) 対策

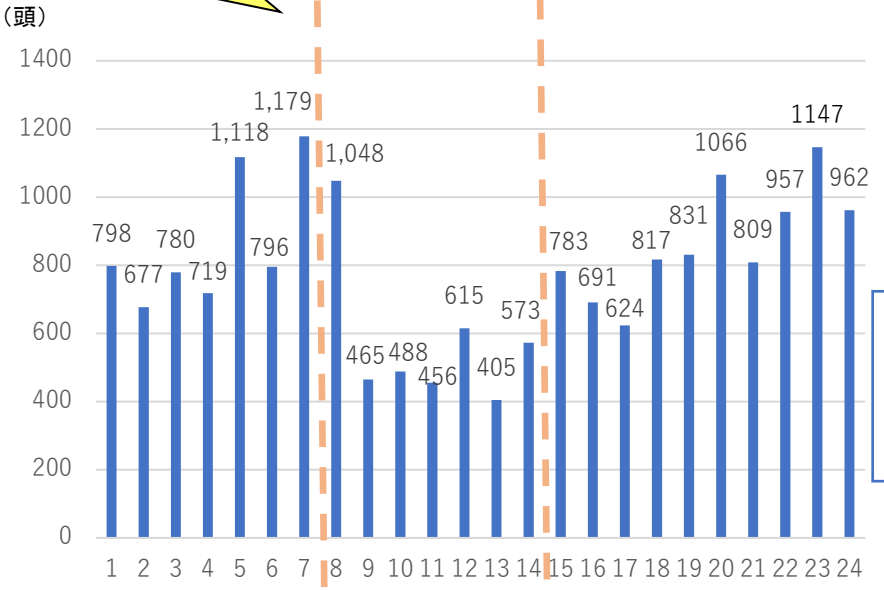
- 細菌 (ヨ一ネ菌) を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「ヨ一ネ病対策要領」を策定。2008年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。2013年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、2013年4月1日付けで同要領の全部を改正。

## 現 状

### 患畜頭数

2006年11月「ヨ一ネ病防疫対策要領」を策定

2013年4月からリアルタイムPCR法による検査を導入



## 対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査 (少なくとも5年に1度、各都道府県が実施。  
⇒ **検査強化による患畜の摘発・とう汰**
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付  
⇒ **評価額の4/5を交付**
- 牛のヨ一ネ病対策要領 (2013年4月)  
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
  - ・ 予防対策：知識普及、衛生管理指導
  - ・ 牛の移動管理：**清浄確認農場からの導入**  
**検査陰性牛の導入**
  - ・ まん延防止措置：患畜が確認された農場は、**集中的検査により清浄性を確認**。  
①同居牛の検査 (年3回)  
②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施 (年1回)



## 国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業  
講習会の開催費、**検査費用**、**感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用**、陰性証明書の交付費用等を支援

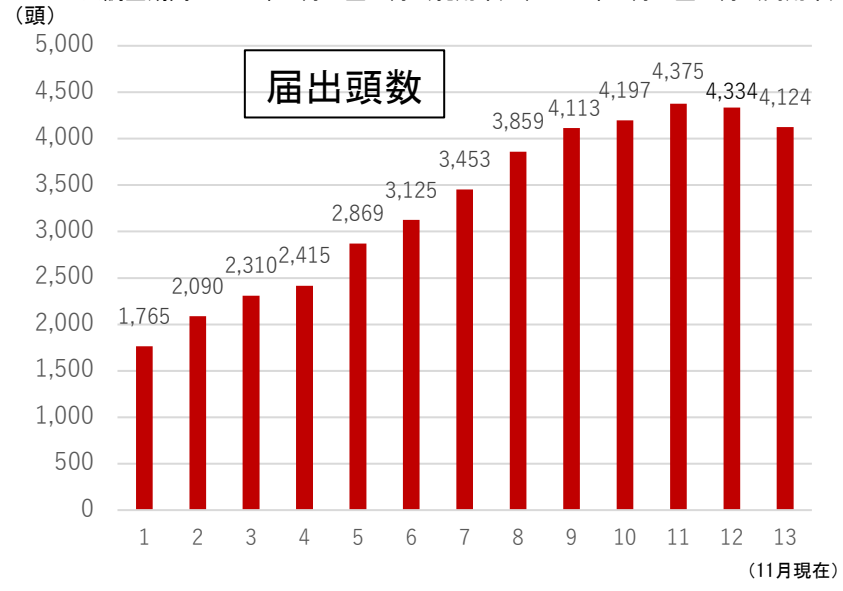
# EBL（牛伝染性リンパ腫）対策

- ウイルス（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。発症すると消瘦、を把握し、感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛

## 現状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：2009年12月～翌3月（乳用牛）、2010年12月～翌4月（肉用牛）



## 対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
  - ・ 人為的な伝播を引き起こす行為の排除  
注射針、直検手袋の確実な交換
  - ・ 飼養者の自農場の浸潤状況の把握
  - ・ 経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施  
感染牛の計画的な更新  
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理  
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止  
感染牛と非感染牛の分離飼養
  - ・ 農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減  
検査による非感染牛の導入  
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



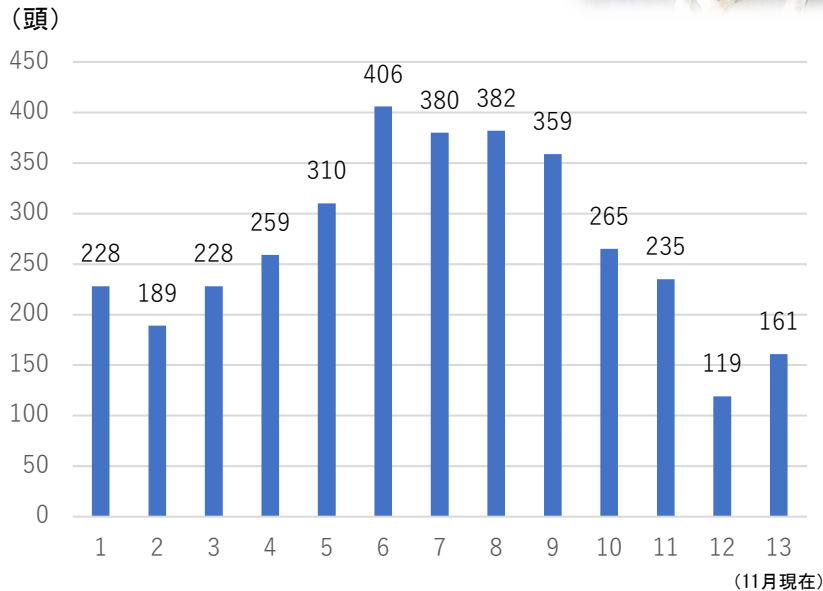
## 国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業  
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- 家畜共済  
農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払い

- ウイルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛 (PI牛) として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

## 現状

### 届出頭数



## 対策の方向性

○牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン (2016年4月)

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

### 【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ 陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ 予防接種の励行

### 【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための定期的な検査の実施
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ 自主とう汰の推進



## 国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業  
検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

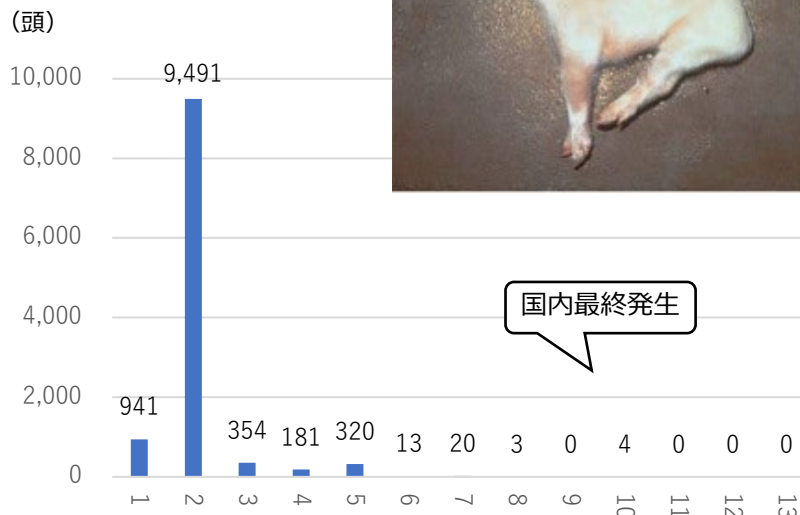
- ウイルス (豚ヘルペスウイルス1) を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。発症豚の分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。
- 感染豚では潜伏感染(ウイルスが不活性化状態で体内に維持)が起こり、妊娠・輸送等のストレスによってウイルスが再活性化すると新たな感染源となる。

## 現 状

- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- 本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。
- 2023年1月、全都道府県が清浄県※に移行。

※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階 (ステータスⅢ) 又は清浄段階 (ステータスⅣ) である都道府県。

### 届出頭数



国内最終発生

## 対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領 (1991年3月。2017年3月最終改訂)
  - ・ 衛生的な飼養管理の徹底。
  - ・ 清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種 (識別) の励行。
  - ・ 抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
  - ・ 地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

### (地域ステータス)

- ・ ステータスⅠ 清浄化の体制構築
- ・ ステータスⅡ (前期) 浸潤状況の把握
- ・ ステータスⅡ (後期) ワクチン接種の推進

浸潤県



野外ウイルスが存在しない

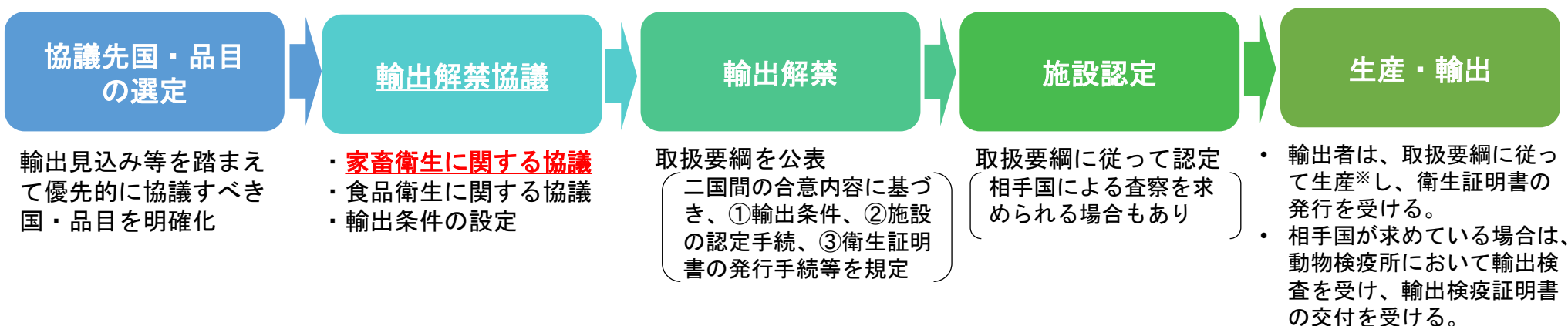
- ・ ステータスⅢ (前期) 検査による清浄性確認
- ・ ステータスⅢ (後期) ワクチン接種中止
- ・ ステータスⅣ 清浄化達成

清浄県

- ・ 全国が清浄県になったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により**継続的に清浄性を確認**。

# 畜産物の輸出先の拡大に向けた協議

## 畜産物を輸出するために必要なこと



※ 要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要  
(HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等)

- 輸出解禁に向けた協議は、**輸出促進法**に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、**農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目**から優先的に協議を実施。
- うち、**家畜衛生に関する協議**を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局（WOAH）が通報対象と定める家畜の伝染性疾病（**口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ**）が中心。
- 解禁後も、上記の**伝染性疾病が発生**すると相手国から**輸入停止措置**を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で**地域主義**の適用についても協議。



疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念



# 日本からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	○	○	○	○	○
	台湾	○※			○	○
	中国	●		●	●	●
	韓国	●			○	○
	タイ	○	○			○
	インドネシア	○				○
	フィリピン	○			●	○
	マカオ	○	○	○	○	○
	ベトナム	○	○	○		○
	ミャンマー	○				
	シンガポール	○	○	○	○	○
	マレーシア	○				○
北米	米国	○			○	○
	カナダ	○				○
太洋州	豪州	○				○
	ニュージーランド	○				○
中南米	メキシコ	○				
	ブラジル	○				
	アルゼンチン	○				
	ウルグアイ	○				
中東	アラブ首長国連邦	○	○		●	○
欧州	E U及び英国	○		○	○	○
その他	ロシア	○		●	●	○

○：解禁済み

●：協議中

※：月齢制限撤廃協議中

## ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を  
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

## 農林水産省

# 参 考 资 料

# 動物衛生に関する情勢

- 国際的な動物の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。
- これを受け、家畜伝染病予防法を改正する等、動物衛生体制を充実。

年	できごと	
	国内	海外
1992(H4)	WOAH東京事務所の開設。	英国での牛海綿状脳症（BSE）発生数がピーク。 英国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）H5N1発生。
1996(H8)	豚熱撲滅体制確立対策事業開始。	英国でBSEが人に感染源となることを示唆。
1997(H9)	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツで豚熱（CSF）発生。
2000(H12)	口蹄疫（FMD）が宮崎県等で発生、家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001(H13)	BSEが発生、家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツで豚熱発生。 EUにおけるBSE対策強化。
2003(H15)	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生（後に非定型と確認）。
2004(H16)	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのHPAI(H5N1)感染が多数報告。
2005(H17)	動物検疫探知犬を導入（成田国際空港に2頭）。	
2007(H19)	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	ジョージアでのアフリカ豚熱（ASF）発生確認（以降ユーラシア全域に拡大）。
2010(H22)	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011(H23)	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてWOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013(H25)	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでの低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）感染確認。
2015(H27)	CSFについてWOAH清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016(H28)	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のWOAHレファレンスラボラトリーに認定。	
2017(H29)	乳製品の動物検疫開始。	
2018(H30)	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。
2019(H31/R1)	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。 飼養豚への豚熱ワクチンの予防的接種開始。	韓国でASFが発生。
2020(R2)	家伝法改正（予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等）。 豚熱についてWOAH清浄国のステータス消失。	HPAIが日本含む東西ユーラシアで大発生。
2021(R3)		ASFが中米（ドミニカ共和国、ハイチ）に拡大。 HPAIが日本含む東西ユーラシアで2連続で大発生。
2022(R4)	HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	HPAIが米国・欧州でHPAIが夏季も続発し、オセアニアを除き世界的に拡大。
2023(R5)	豚熱について、2018年の再発後九州で初めてとなる佐賀県で発生。	オセアニアを除き、世界的にHPAIが続発。
2024(R6)		韓国釜山の野生いのししでASFが拡大。

# 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年）の概要

令和2年4月3日公布、施行期日：公布の日から3月以内（ただし、2については公布の日、3③については1年以内、4①については令和3年4月1日）。  
→令和2年7月1日 →令和2年4月3日 →令和3年4月1日

## 背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたCSF（豚熱）については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止を図る必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾患（※）の侵入防止を徹底する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

## 改正の概要

### 議員立法で措置（ASF関連に限る）

#### 1 家畜の伝染性疾患の名称変更（豚熱、アフリカ豚熱、その他）

【改正後第2条第1項の表等】

#### 2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

【改正後第2条の2から第2条の4まで】

#### 3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- ① 衛生管理区域に入る者にも又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にものみ課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。【改正後第8条の2、第28条等】
- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。【改正後第12条の3の2】
- ③ 飼養衛生管理の指導等に係る指針（国が策定）・計画（都道府県が策定）の制度を創設。【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
- ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるような措置（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）。【改正後第34条の2（改正後第47条）】
- ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるように措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるように措置。【改正後第12条の7】
- ⑥ 飼養衛生管理に関する罰則を強化。【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】

#### 4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け

（併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加）

- ① 野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。【改正後第31条第2項等】
- ② 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所とその他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。【改正後第25条の2、第26条、第28条の2等】

#### 5 予防的殺処分の対象疾患の拡大【改正後第17条の2】

- ① 予防的殺処分の対象疾患にASFを追加。
- ② 野生動物で口蹄疫又はASFの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。

#### 6 家畜防疫官の権限等の強化

- ① 出入国者の携帯品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるように措置。【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
- ② 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるように措置。【改正後第46条第4項】
- ③ 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。【改正後第46条の4第1項】
- ④ 輸出入検疫に関する罰則を強化。【改正後第63条、第69条等】

# 飼養衛生管理基準の推進体制～都道府県の指導の高位平準化と飼養衛生管理者の選任～

## 2020年（令和2年）の家畜伝染病予防法の改正によって新たに措置された仕組み

- 県による指導のバラツキ解消・高位平準化を図るため、国が飼養衛生管理指導等指針（以下、指導等指針）を作成、県が指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画（以下、指導等計画）を作成し、計画的な指導を行う制度を措置（令和3年4月1日施行）
- 衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任することを義務付け（令和2年7月1日施行）

### 農林水産省

#### 指導等指針の作成

- ①基本的な方向
- ②重点事項
- ③指導実施体制に関する事項
- ④協議会の活用に関する事項

#### 家畜衛生情報の発信

- ①わかりやすいリーフレットやガイドブック等の作成
- ②HPを使った周知
- ③家畜衛生情報の調査・研究



### 都道府県

#### 指導等計画の作成

- ①指導等計画に基づく指導
- ②市町村との役割分担、地域協議会の設置・運営
- ③飼養衛生管理者に対する研修

#### 家畜衛生情報の提供

FAX・メール・リストの活用

#### 飼養衛生管理状況の分析・指導

- ①電話、写真等での確認、立入検査
- ②法に基づく指導・助言、勧告、命令

#### 情報提供・助言

〔 施策情報、科学的知見  
他の地域での取組事例 〕

#### 意見・要望

〔 地域の課題やその対策  
を取りまとめ 〕

### 家畜の所有者

#### 飼養衛生管理者（選任）

- ①必要な衛生対策の見える化  
・飼養衛生管理マニュアル、看板
- ②飼養衛生管理者によるチェック  
・自己点検→衛生管理の徹底
- ③指導を踏まえた改善

自己点検結果  
の報告等

研修等の実施

### 協議会

#### 〇〇地区家畜衛生協議会

地方公共団体 ↔ 生産者団体

- ・情報共有
- ・共同での取組
- ・意見集約

関係事業者

※都道府県・市町村の地域単位等で開催

# 飼養衛生管理基準の改正～大規模農場における取組の追加と埋却等に備えた措置～

## 2021年（令和3年）の家畜伝染病予防法施行規則の改正によって新たに措置された仕組み

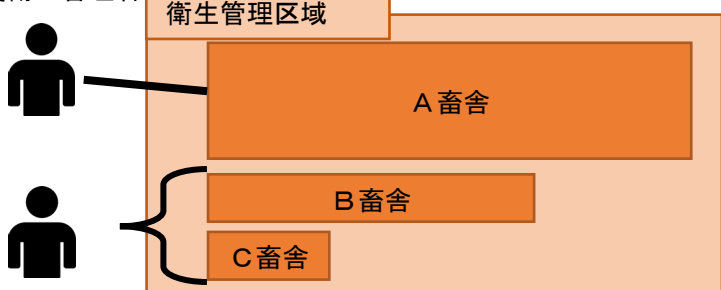
- 大規模農場については、その家畜の管理に多数従事者が関わる中、必要な衛生水準を確保するために、追加的な取組が必要であることから、令和3年の家畜伝染病予防法施行規則の改正により上乗せで規定。
- あわせて、豚・鶏について、これまでの「埋却地の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は焼却施設を確保する等の取組を実施することを規定。
- 施行期日については、畜種や飼養頭数に応じた猶予期間を設定。

### 大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

【牛・豚・鶏：施行済】

- ・ 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
- ・ 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は3千頭（ただし、肥育豚は1万頭））

飼養衛生管理者



1人が担当する飼養頭羽数は個体監視が可能な数とする

### 埋却等に備えた措置

#### 【家畜所有者】

- ・ 埋却等に備えた措置として、家畜所有者に埋却地又は焼却施設を確保することを規定
- ・ これらが困難な場合は、代替措置として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組（※）を実施

#### 【都道府県】

- ・ 家畜所有者による埋却地の確保が困難な場合は、代替措置（焼却施設との事前協定締結、移動式レンダリング装置の活用準備等）について、家畜所有者と共同して対応（※）
- ・ 埋却地の確保及び周辺住民の理解醸成に向けた取組を指導

【鶏：施行済】  
【豚1万頭以上：施行済】 【豚1万頭未満：R6.4.1～】



移動式レンダリング装置

### 大規模農場の事前の発生対応計画の策定

【鶏20万羽以上：施行済】  
【豚1万頭以上：施行済】

- ・ 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者は、発生に備えた対応計画を策定することを義務付け

#### 【発生に備えた対応計画における記載事項】

- ・ 農場概要 ・ 農場内の動線図
- ・ 農場内で防疫作業に必要な人員
- ・ 農場内で使用する資材・機材
- ・ 防疫作業手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

対応計画の策定を要する大規模農場の基準

鶏・・・20万羽以上  
豚・・・1万頭以上

# 動物検疫の取組

## (1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止

## (2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所（横浜本所のほか、全国に8支所・18出張所を設置）において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

## 【動物検疫所の配置と指定港】 (2023年1月現在)

● 動物検疫所を配置している場所 (35箇所)  
(1本所、8支所、18出張所、5分室に加え3事務所)  
 ※胆振分室は指定港と一致しない

▲ 動物検疫所を設置していない指定港 (75箇所)

【指定港：105箇所（海港：60、空港：45）】  
 (京浜港（東京港区、横浜港区、川崎港区）及び阪神港（神戸港区、尼崎西宮芦屋港区、大阪港区）はそれぞれ1箇所と計数)

□ 係留施設を有する動物検疫所

○ 動物の係留施設のない動物検疫所

注：二重枠は本所、太枠は支所



## 【家畜防疫官数、機関数の推移】

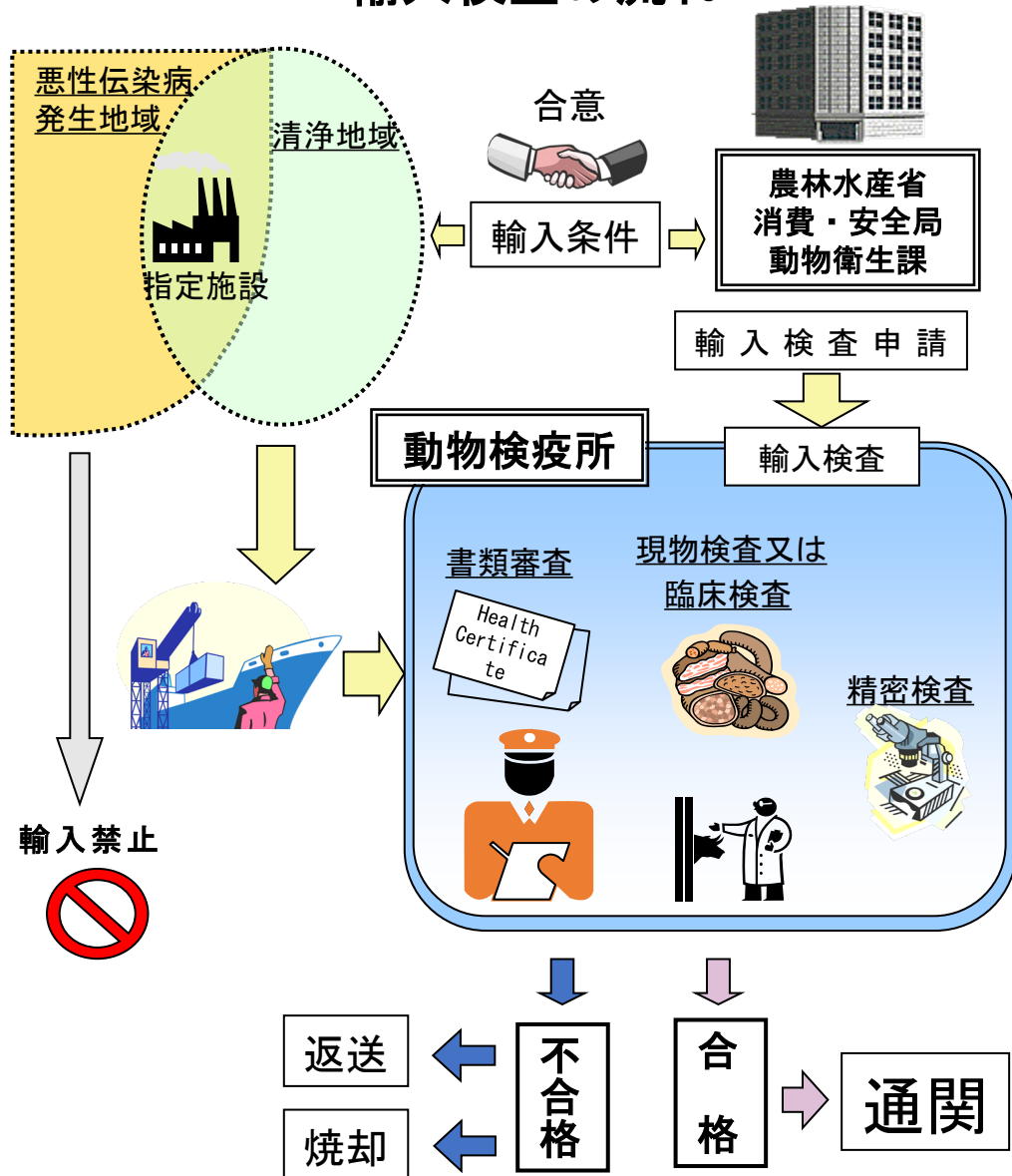
年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
家畜防疫官数(人)	394	402	416	435	460	481	491	508	526	541
機関数(か所)	25	25	25	25	25	27	27	27	27	27

注：定員は年度末定員。



# 動物検疫の仕組み

## 輸入検査の流れ



## ○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内～180日	12時間以内
サル	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

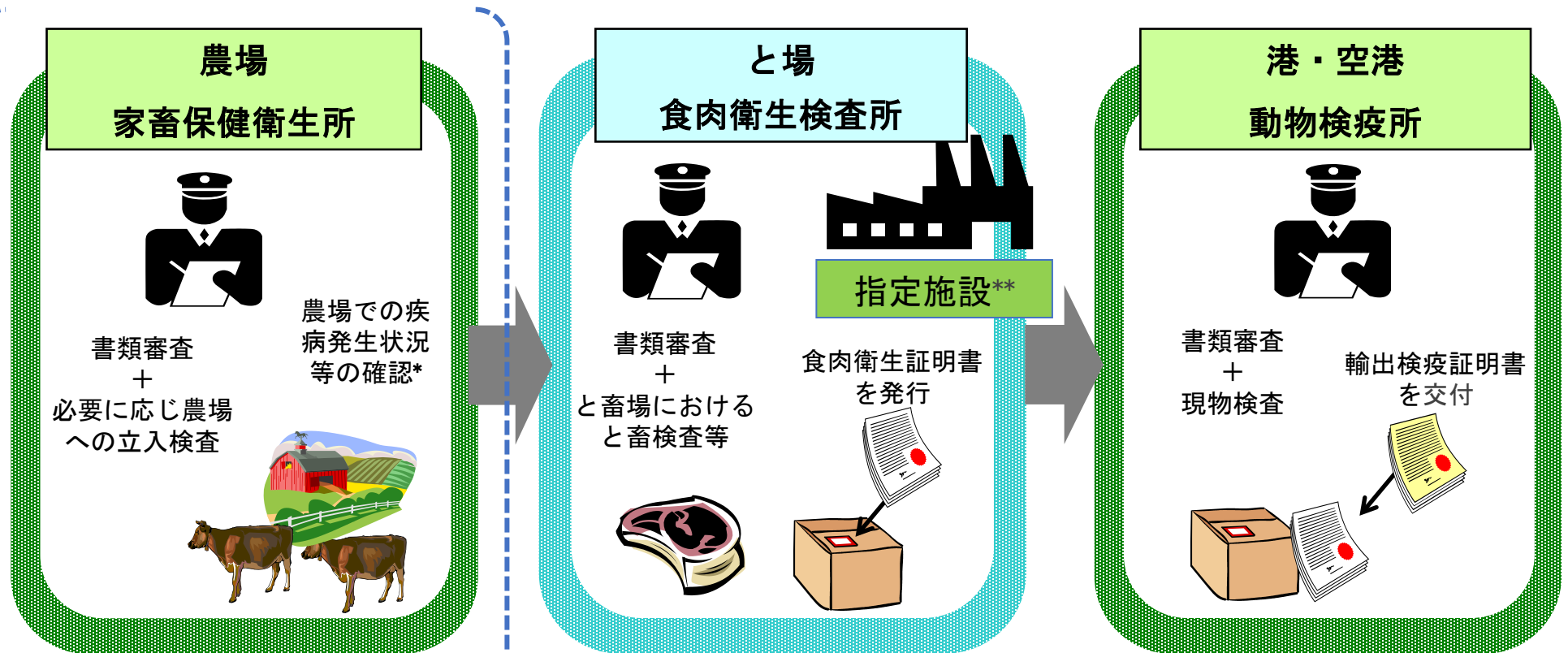
\* 法的規制なし

## ○ 検疫の対象となる畜産物（上記動物由来）等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

# 輸出検査の流れ

- 具体的な手続・証明書様式等は、各国・品目により異なっており、輸出・国際局が公表している「取扱要綱」を確認のこと。
- 一般的な食肉の輸出手続は以下のとおり。



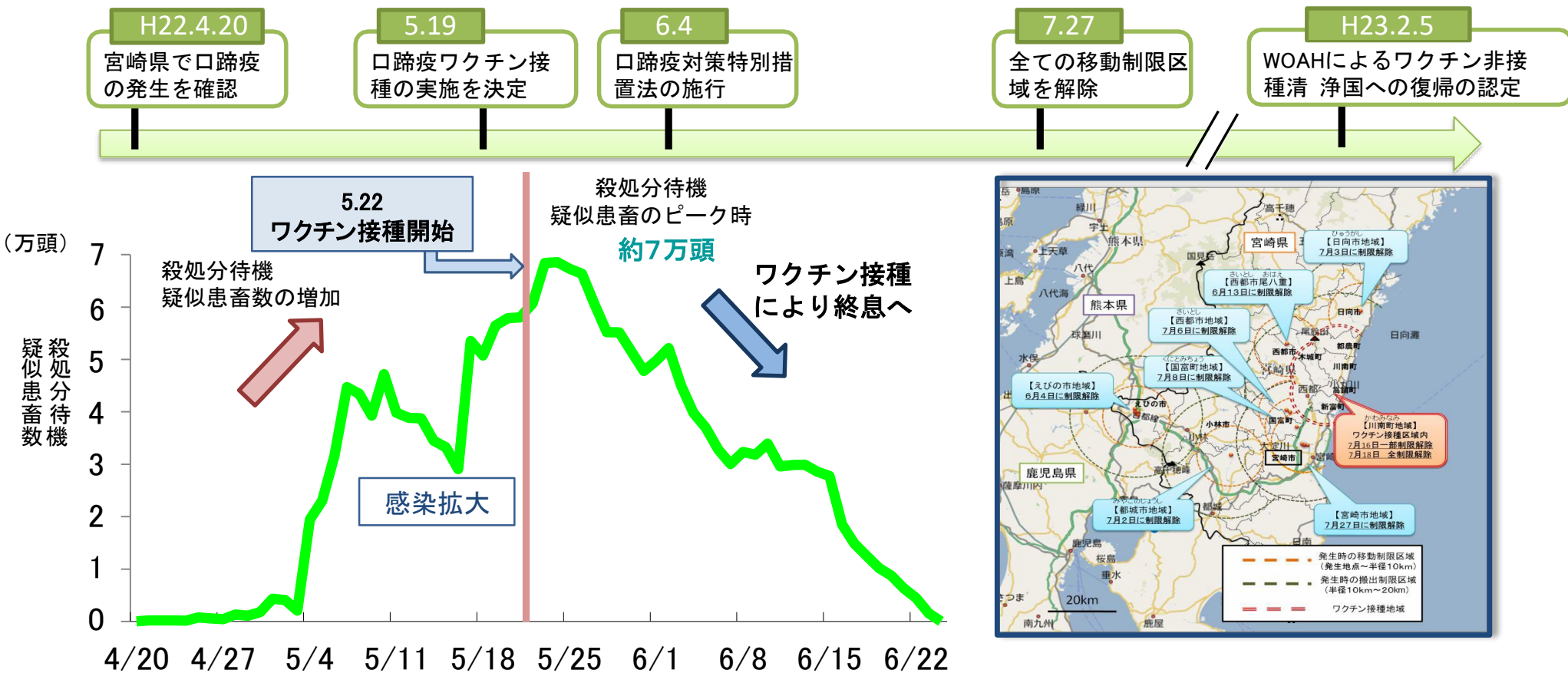
\* 農場段階での疾病発生状況や飼養状況について証明が求められている場合、家畜保健衛生所による確認が必要

\*\* 施設指定要件がある国・地域への輸出の場合、当該国・地域向けに指定された施設（と畜場/食肉処理場）である必要

★畜産物の種類や相手国の規則によっては、食肉衛生証明書や輸出検疫証明書を要さない場合もあり。その場合、不要とされる段階の検査は実施されない。

# 我が国における口蹄疫の過去の発生事例

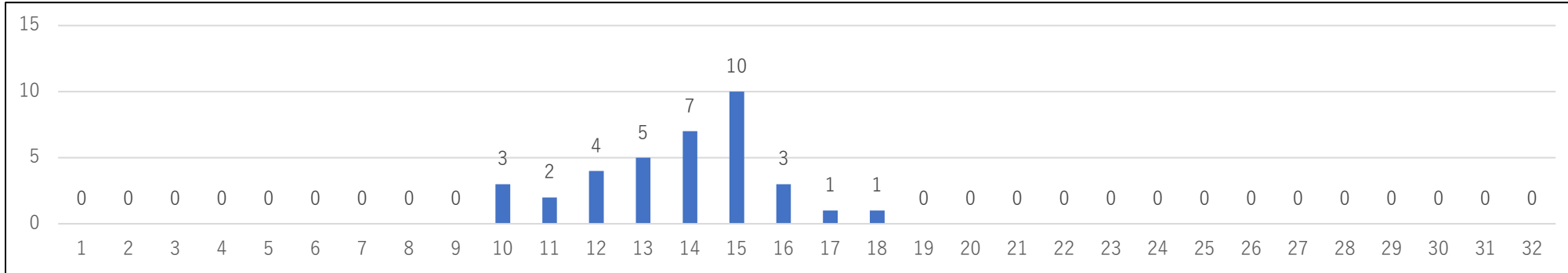
- 2010年（平成22年）4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生（292戸で発生、210,714頭を殺処分）。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



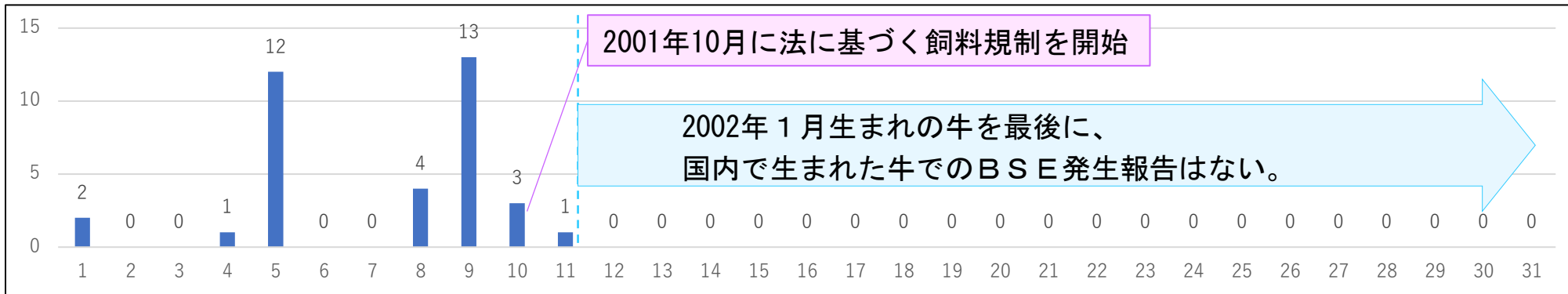
# 我が国におけるBSEの発生状況

- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にWOAHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

## ○BSEの年次別報告頭数



## ○BSE感染牛の出生年次別頭数



## ○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

# 厚生労働省におけるBSE対策の見直し

○ 厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

## BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲		
国内措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成13年10月18日施行：全頭を対象としたBSE検査</li> <li>◎平成17年8月1日施行：21か月齢以上</li> <li>◎平成25年4月1日施行：30か月齢超</li> <li>◎平成25年7月1日施行：48か月齢超</li> <li>◎平成29年4月1日施行：検査廃止（健康牛）</li> <li>◎令和6年4月1日適用：生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛（全月齢）に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成13年10月18日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・全月齢の頭部、脊髓、脊柱、及び回腸遠位部</li> </ul> </li> <li>◎平成25年4月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・全月齢の回腸遠位部及び扁桃</li> <li>・30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く）、脊髓及び脊柱</li> </ul> </li> </ul>		
国境措置（輸入牛肉等に対する要件）	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国：20か月齢以下</li> <li>・カナダ：20か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国：30か月齢未満</li> <li>・カナダ：30か月齢以下</li> <li>・オランダ：12か月齢以下</li> <li>・フランス：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイルランド：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポーランド：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オランダ：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノルウェー：30か月齢以下</li> <li>・デンマーク：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデン：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・イタリア：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スイス：30か月齢以下</li> <li>・リヒテンシュタイン：30か月齢以下</li> </ul> </li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストリア：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペイン：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・デンマーク：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和4年12月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィンランド：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年7月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペイン：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年7月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストリア：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年12月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデン：月齢制限撤廃</li> <li>・ドイツ：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国：20か月齢以下</li> <li>・カナダ：20か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国：30か月齢未満</li> <li>・カナダ：30か月齢以下</li> <li>・オランダ：12か月齢以下</li> <li>・フランス：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイルランド：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポーランド：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オランダ：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノルウェー：30か月齢以下</li> <li>・デンマーク：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデン：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・イタリア：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スイス：30か月齢以下</li> <li>・リヒテンシュタイン：30か月齢以下</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストリア：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペイン：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・デンマーク：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和4年12月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィンランド：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年7月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペイン：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年7月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストリア：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年12月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデン：月齢制限撤廃</li> <li>・ドイツ：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭部、脊髓、脊柱及び回腸遠位部</li> </ul> </li> <li>◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・（全月齢）回腸遠位部、扁桃、（30か月齢超）頭部（舌、頬肉除く）、脊髓、脊柱 （米国、カナダ、フランス、オランダ）</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国：20か月齢以下</li> <li>・カナダ：20か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国：30か月齢未満</li> <li>・カナダ：30か月齢以下</li> <li>・オランダ：12か月齢以下</li> <li>・フランス：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイルランド：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポーランド：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オランダ：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノルウェー：30か月齢以下</li> <li>・デンマーク：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデン：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・イタリア：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スイス：30か月齢以下</li> <li>・リヒテンシュタイン：30か月齢以下</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成29年9月29日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストリア：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎平成31年1月9日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・英国：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎令和元年5月17日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国、カナダ、アイルランド：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和2年1月15日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペイン：30か月齢以下</li> </ul> </li> <li>◎令和2年8月7日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和3年8月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・デンマーク：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和4年12月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィンランド：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年7月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペイン：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年7月31日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストリア：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> <li>◎令和5年12月27日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・スウェーデン：月齢制限撤廃</li> <li>・ドイツ：月齢制限撤廃</li> </ul> </li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成27年12月21日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジル：48か月齢以下</li> </ul> </li> </ul> <p>※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平成27年12月21日施行： <ul style="list-style-type: none"> <li>・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髓及び脊柱（左記輸入月齢の牛について）</li> </ul> </li> </ul>		

## 厚生労働省の諮問内容（平成23年12月）

以下の場合のリスクを比較：

### 1 国内措置

#### (1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

#### (2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

### 2 国境措置

（米国、カナダ、フランス、オランダ）

#### (1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

#### (2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

### 3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合。

## 国境措置に関する諮問対象国（上記4か国以外）

- ・アイルランド、ポーランド（平成25年4月）
- ・ブラジル（平成25年4月）
- ・スウェーデン（平成27年1月）
- ・ノルウェー（平成27年2月）
- ・デンマーク（平成27年3月）
- ・スイス・リヒテンシュタイン（平成27年5月）
- ・イタリア（平成27年9月）
- ・オーストリア（平成28年9月）
- ・英国（平成29年8月）
- ・スペイン（平成31年3月）
- ・ドイツ、フィンランド（令和2年5月）
- ・ベルギー（令和5年7月）